五戒湯録

大正十一年一月起筆

大阪長吉寺仲

一

特別
イ4
1919
342

176610

土成湯錄

大正十年一月起筆

八物屋主人

○大正十年を迎へ、夏の暑さも十一年を迎へ、夏の暑さも
一年を重ねて六十三年となつた、夏を重ねるごとに馬齢を重ねるものだと年の代り目ごとに感
まるまる、二十年前大患と闘つて生命を断念したい
らの事があるが、齢を重ねる毎に日毎に夏と云ふの
なるものがあるが、保しも本年も某端ういつもの
様な物思ひもなく、ただの大限を使ひ、書斎の廿
三日間、長い夏期のなかまとして裏端のなかまとして裏端

38- 9131

を加へる術なく不出来なことあるべし内実危篤なる
状態と長くなりのみいつまでも引延ばすべ
のみ、臨終の義もとく毎年罪音を
取扱ありそく迫ひて行くの例なりしかるに今
年も半ばに叶はず、家作もこれ早
稲田へ日参しなる仕末にて老侯の病状もお新
に新し重態と吹聴さんとあるに、実を廿三日以来
数日の事血尿を出さるに衰弱を一層加へて来
れり、主流醫の稲田博士も内々絶望の事を洩らし
みる、佛し金と危篤といふの時のを経る
ひあるべし、要するに元治時の同様なるも未だ老侯
に仕合なるべきも自ら衰弱

東京 宮田製

終焉を告げんとせしと稲田の診察ひあり、八十
五の高齢で持続の長いのを其の離板の丸なる
あひあるべし、今なほ思ひ兼ねる体格なれ
此年の秋以来大進生を養ひ(けんこの)ひあるべし
その間々の(ものの)持続し(ものの)体力の丸なる
もつて、利尾田春の(ものの)ハ無こそあるべし
思ふに、その治療のうち此の新月を起ひ
し家御も提元さるべき物なり一向と元気引き
りしことなるも誰せざるべし
右のごとく利尾新八(べきの)なる此の偉人
の終焉を飾るの(ものの)を憐まることなる喫緊のもの
此秋大進の新、余を内密同業つの新を提議

新聞紙をもて一般に[illegible]ハガキを為すべきあるを
立てしうるに[illegible]戻るまでも得きるけんかるめ
るるるるるに、但し新聞紙のフロハガンドのるを[illegible]
目的を達するとし浸べしとも思のれて元もやまあや
首相就職に[illegible]方法を以ても之れを行ひもるの
働きも此際[illegible]斯ふるを折ふるを強
ち危険を待つべきもあるべし、新聞紙の
き時機来れり、[illegible]重要のるを内務省の
るのあるとし、[illegible]大限所に[illegible]の
円人、五六枚の[illegible]を[illegible]
要を考へる[illegible]行と提あるも大
山庫吉　武富　[illegible]　[illegible]

東京 宮田製

平沼　頼母木　市島

一廣狀を新聞紙に[illegible]
但し六百枚の廣狀[illegible]と特別の[illegible]
[illegible]
と云いす衰弱[illegible]かへり家族憂慮
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一信書[illegible]記事の未部を[illegible]事味
[illegible]

場所にうつす電話を所内に急に敷設し
記号の使を図るべきこと又特に記号に
接する掛を定めこれに記号に歯顔あり
横浜表すべし

一 今日危急なる海岸都市は特に砲を歴
訪する使の設為を飾るべき記号の交
海を通じ一番プロパガンダを為さ
しめ国義を以て此の偉人の最後を
飾うるの至当なることを唱道せし
むるなり

報毋本之れを接伯するなり
大政の二字を記の内大政報国の義

東京印刷製

この内平田氏も村山に説を大政奉還の
本山なる矢使を此に説くもなり

一 元老使の方面を設く方略を左の如
牧野伯爵
海軍前書あるを以て
但し海軍三名指南
山縣公の
一木、田中義一 二名
城内少将と一木氏通あを
如のごとあり
松方内相
後藤伯 西山侯爵 小橋

高橋首相
井上準之助も　[illegible]
横田[illegible]　氏ニ上[illegible]
床次内相
山之内一次も　坂本[illegible]
大木法相
鎌田栄吉　松本[illegible]
此等の方面に對しても既に内密運動して居り
其中殊に方面上[illegible]田中[illegible]
[illegible]其方面を[illegible]手[illegible]、山[illegible]
今大隈侯の[illegible]無死を[illegible]
中[illegible]一件に付大隈侯に[illegible]

[illegible]も有るべく[illegible]
[illegible]測[illegible]難きを[illegible]
[illegible]判し難し首相を
[illegible]
床次大木両相の[illegible]
[illegible]を[illegible]
大隈侯は陸軍と国粋とを合せ打出して
二党を[illegible]公許を得し国粋
を[illegible]、国粋一派主張を可[illegible]、国粋を
可とする[illegible]は陸軍も[illegible]
へハ陸軍を隈侯の[illegible]文債の
の[illegible]、別して[illegible]の

既する事と為すべし

一 國葬行はんとすれば國葬令に准ずるものの

國民葬の儀を行はん

是れ古きことを大限候の葬儀を

是新例を開くも一時なれども後の例となる

されば此を行はんとし國葬と名を類

する二候の事也

但し此儀式を國民のみなるを出るの形式

を取るものなれば即ち國民葬とする

事社の創意と出る所なり一旦國葬

と為さんとしも只今後行はんとすれば各社

の事情故此儀を出せり

東京印刷

國民葬の儀式を出だす此公

是れ古きを古に行ふことなれば

既に井上侯葬儀の先例を調査する

と為す

一 葬儀と既に國葬とするべき格式無きを

以て今日の儀式を定め三番目乃至五番目に調

査と為す

國民葬と云へども唐式全く異なる

故に唐式を採用するも為さ

為すべきものなれば

新式を定めべし仍て大体内

部と全く調査する必要なり

三萬円を内部ニ弁し得へく他ニ二萬円

之の補助ヲ為セし出来得セしむる事

右之内三萬円ハ上ニ五百円田中の大ハ壱万円救

取扱五千円出版三千円実業家より

総二千円ハ右ハ提携関係者より補助を乞ふ事

弁する

一 葬儀総費ハ金弐百円をして候

関係の諸団体并七百を出し又壱百円候補

七十名を限り（賛成者ハ記帳す）

前件ニ付諸団体等ヘ之説明を得ること

事務局ニ於て取扱ひ入選の範囲を多くし事　幹部

会長を〔あき〕正式ニ決定する事也　一月　〔　〕

因ニ　猶ニ関係ある諸団体左の如し

帝国軍人後援会　大日本蚕糸協会

日印協会　日伯協会

大日本文化協会　帝国飛行協会

肥前協会　稲門社

憲政会　関西民党

日清生命保険会社　日清印刷会社

早稲田大学　早大校友会

早大出版部　早大中学校

実業之日本社　帝国教育会

日本国民党　織道協会

帝国鉄道協会　日蘭協会

日本赤十字社
佐野常民記念館

佐野常民記念館
日本赤十字社

診斷書

稻田、林兩主治醫、三浦、土肥、岡田、各博士佐谷（右吉）石川（武雄）坂本（穆）各學士及松田、田原兩家庭醫協議ノ結果左ノ如ク發表セラル。

昨年十月廿四日危險狀態ヲ脫シ從來漸次恢復ニ向ヒツヽアリシニ去月初旬以來病勢再增進ノ兆アリ同廿三日俄然激シキ腎脚出血ヲ來シ數日ニシテ止ミタルモ高齡ノ爲メ衰病傾ニ加ハリ殊ニ數日中ヲ來食慾極メテ不良今朝ニ至リ嗜眠狀態ニ陷入リ醫戒

脈搏　八八
體溫　三六、九
呼吸　二一
食事　牛乳、重湯、スープ今朝來合計百五十瓦

○大隈侯帰朝義会の前夕角力を極めて繁
俄をうまひ人を寄せ興つたのを得
る雑俳をも出すことい出来るうと、係し世の
角力の間多年未曾有きつけて来た日抜丈
八一日度さずといひ、大抜角力宅うナ的
吹時うと十二的をる）きたことあつたが必ら
ず後前と共日のうをを紹介したこ不生しも記
るうるべい為めに三頁四頁と亘つたことがある
乱雑なきに過ぎでそれがあるが其の為めにうの
かつたと終に侯の死前後のうをを今こそ
ひあらう、後の閑を得て花柳を
高的の事を書くことう懐いことを

又、江中へつとめたことをみんなとうよいことをしたと思ふのである

九のこゝゝ大変な日程を終へんあるかゝ後ろ）しん
ゝゝも及ハぬ。ゝ振ることの事を思ふを
いろゝゝの感を折とれる、臨終をゝ葬儀為
まひ（ゝを用）河ゝ僧ゝ
完ゝゝ出征ひもしとゝのめきゝ感ゝのあつと、実ゝ毒
別ひあつと、朝大湯邸ゝ別り給邸富ゝ入ると
物ゝ入つて出るまひとゝ
指揮ゝ編ゝゝ江ゝ立ゝ続けて
主淡の河ゝ決し、進んひゝ式十のあゝを自ゝ
提し且つ実現することゝうあつの拭ゝ続いと

統務室ゝ就ゝ義務ゝ（義務）を
拭めと（ゝひ）

葬儀委員が最初二名ゝ三名ゝ
ゝ五名ゝとゝと、勿論名のひあつて、真ゝ
をするまゝ二十人乃至三十人（ゝ）きゝ全葬
儀委ゝちゝあつてゝゝ
名の総務委ゝゝ
ある、五名の委員ゝ
うゝゝ等ゝ
い、但ゝあまりゝ
ら、此等ゝよゝ可減ゝ
ゝう江中の一部儀ゝ

委員会を開くことになりて立るの色ひを生さなく
なるまで立る人と会すること二の我の海市の
あらるるに、新し委員会を開いて左の如き
る旨をとのありたるに、そこで各部の幾
南方の四人、新会の会を開うと●絃歌
八大隊の綱を握つてあるとき如、右の姿
て委員絃会を開の如ことも此に一回早大の
大海軍に於ては此ことも行列挑燈
伴係の新会会員の如き時共主任●くう
今を開いて新会を●●随時に催し●絃歌
典●ら無つとのひあり
随会大混雑の場合静思して主業を要

東京田製

する様なことといろ〳〵あつて、絃歌師匠も市場の
こと〳〵のあるあり、右のことき場合に二三の幕僚
と共に六角の混雑に立ることの例ひあつて、
大体此場合に自人の提案して先を幕僚に
問ひ、且つ即時之れを行ふと、兎もすると悪い文
句を心に抱いるる様のことあつて如此
の場合は右の国旗を感すると北斗のるひあ
つと
自人今毎朝起きて大混雑に悩む前に其日と
電報を要する案件を十乃至二十、思ひ
出るまゝに、手帳に書きつけ、大混雑に列る
と即時、其の案件の電報に着手するの

が倒してあつたと、自分の左右に秘書官達、その外
件を日々聞き取つたその、その二三の数十件と
及んで居る、或る幕僚を自分の此の考を
見てアナタは御覧の御覧きなさいと仰
し人の後塵を拝して動く様ひと部隊之の行
いんるものも無い、大将自こゝに於て参謀を
放さるを得ぬ
今ようやくあなたを思ひ出しました
去る十月十日(一月)
夜の十時と大沢邸のうち臨終の
得も知れぬ悲しい、四十数年古近隣と大偉
人と永訣することのつらさ切論じ
難し

東京宮田製

り前に絶叫と諦らめ、それを悲しむ自
分と大炎城とあつたりそれを、折角自分の御命令と
日比谷の国民劇が果して来るとの折りそこの
う、夏の夜や絶命寸前の四五大臣家と駆逐の今々
こと侯の臨終こそ早く計画もしたるべく、所
緊至未二人を果して金等の案を叫とするひ
あるう未二人を絶命金等の国民葬
の計画の中ある日こと世性の常として
遺骸を乗せ居ると場合のものであ
る未二人も或を然るべく
二比すんでそうなる数国民葬が国葬
ハ果して之れと理解
すべきであろう

文

の金の炭河を掘さうし所であると、さえぼ侯の臨終を待つ間、仏式に葬儀式を行ふ筈と決定し、田中光顯、増田三枝等と協議を凝し、終に未亡人に最後を受けのため一家を立てることとなり、葬儀の日比谷式場に於て葬典を行ふの意を表し、葬典を私邸に移すことを以て葬典を終つて棺を日比谷に移すことを以て葬典と為り得るの故に葬儀の日比谷に移すことを希望し、日比谷も無論と、斯くあまを私らげてこそ其の成行のかなを知る関心の第一未亡人石田氏

と云つて石の坂法院一切うそを等稿の著ひを

今く水泡に帰し去れ

全体を等の四民葬をの思ひ立ちは西和が最子爵に就て金の限侯のめき伯人の最後を飾うるのさりきるあるまじきやと外国に於ける

ことを無きやと御ちしう抑えの世世まうるかあるを芳の陰に山縣の如き死てんとしてこれをしることあり、その際病院八四葬を出決せしうに、限侯の如き四葬の河侯をあるまじ限侯の如を山縣

遠ちすることるを四葬とおのうを形式の条件を要す、限侯生野の人

東京宮田製

各国葬とそうして擬せらるんかあるべきか
国ひ偉人の功績を飾る式とを別々あるべき
すべき此れ「クラウドストーン」
エスエ「ミンスター」の様と二つ問題
なるとかあるべきと実利主義の人民限候の考国
葬を行なうべきか国葬とするべきかを
すやうにすべきも論者
此の一番の私談を大隈邸にて
談話の大要を共論式所
なるべし金の限候
べく決意いたすべきも時期
恰も中のごとく国葬のごとき宣傳奥味のあるべき此

東京宮田製

の式の葬儀を云と云味深しとて、これを飽まで実
行なんと云を決しとなるべき将来に山路の国葬
あるべきを論ずし、なんぞ考りせさんことを度
しとなるべきある。但此の費を書すべきなんぞ
伴ふ経費に就てあるべくして是非無きを得
すとて帝国三番乃ち出資法に就て
共議すべきあり、早大なると二番目出版の共
に義関係合義実業中を拡ずるを約せる番目
を得べき見込もあることなるべし設会びに此の計
費の如き五万円を要すべきあるべすとするも、なんぞ
と雖ども恐らくは未だ人
事を解せざるべし（金峰の要を一読

去る[redacted]こんなことなら
早くするなら善ごう早しの便宜の所へ漸次未亡人と義
儀の始末を決するの機を得て民衆の化導のある
所を云々申すべき未亡人も亦あり早く解り兼ねる
御任せなる旨の挨拶であったがこの如
て安心しるやうも金を
ると侯の義を終の問題後のうも伯爵子
爵も事の人々とれば子爵を前に武富と金を
参加して未亡人に面しとう、義と兼を同じとる
幕僚協同報田木中佐の始行
山を任意し二百三金等の奥を戻り来ると
二百三給者は得るの金を復した義を

東京印刷製

侍のうや彼等を呼ぶ金の手を振るも義仙を表
しとる祝を金の報祝を学しとる祝のことを
きると祝祭の例あるとする所也
前夜ると激青報神を学しとる自分を
後仙宮酒を被り一睡を貪るとある折柄
大隈邸の幕僚のと雷
り行けば遂二無二玄関に立さん部下二十部
記者数十花に囲
表を表するも
時とるると宮中の侍の
と作亮去を前所のあり
の挨拶を終る終に岡家と侯に岡義を

以つて国家セさるの不満を鳴らし、遂に国葬の必要
後の宣伝葬ることを論じ、侯の人格に恰当セさるこ
とを論じ、終に国民葬と言及し、大隈家を論ず
る前に先きに、民衆と大隈家に対する
当面に対する態度を移し、参拝の便を供くん
ことを以てす、日を刻して四記念に先別式を行ハ
人とするもの実に民衆の要望に副うとする外
なるべきのみ、是の会場の設備の大要を会場
背後に葬儀委員数十名群立し傍聴
をなすべし、あるべき思ふに会を設置
し、限侯に国葬を用いる誰に国葬を撰ま
ずと時の山縣の未来をあるべきあらざる鋒

鋒露の如き警面の場合なるべし、宜権汎の記者輩
聴を貴んせざる所なるを、早くも記者連
は新聞紙に書き載せ、会場の遮蔽の高等
おくべきと同様を評し、会場の大隈侯の会
演先きに侯の品格の政府攻撃の影
を掲し早稲田の特色に対し、新聞紙の傍観
無人と乗ずる漏れなかるべき新聞の者
するに心を得さるも
言の都下の新聞紙を一覧に国民葬を可とし
大いに人気に投じ、之を真の国民葬たらしめ
んと民衆の代表者たる政府に対し、之を
とする全国に呼号すると共に、経費も従来の

接命等記と称を為すとせんば尤も正式なるも
必ずしもこれを為すを時のをなく家内のみの
手紙費を節約紙をもて簡略なる日本の
国柄に於ては如何ともすべからず或るものは之を強し
以て金を以の二つの理由をもて初めから此と
しなり、唯此大農家の民衆の生活を得さる
こと等なれと庶しなりとて形勢とすれば或者
飛雀の来るときを保ちもて之金の節を共電
もしこれなるを都下の者とて飛雀せしものを
ありしを結合せんとす

○侯の納稅の成会を論んで金を立の元に感じとる所以
の稅の重量の頗る大なることを人力を解くの

時を費しあるを事
問を過ることあるまじきや、こん金なる前を
会せし不可、稅を三重を之の上を禁禁
也を合すんば重量三倍なる六十貫あるといふ
の既往に例なき所を載せるを自動稅車を
可とするも勿論的の大気損の稅を載すべき
自動稅車あるべし唯此を載せ得ざる
八自動貨車あるのみ、故に稅金を貨車の
来る都合を改造して之れを載するを可とす主
張し試の図を参せしめるを可也
最も改造を金部を貨車を取変すること
きさるものとすくて木造部を白木に造る

こゝ百ヒろ爰に一婦の俗倫の沸騰するを見て車に
霊柩を載せるを無礼なりとして寺務的思想と余
等の葬儀に参列せしあるを見て嫉妬的不平を抱く
あるを知る盛んに始めの頃は新柄早大
の職員なりの生まれも不平を抱くとなり霊柩を自
動車に載せるとなりを論難を始めたるなり
こゝに校門を出でて直ちに後ひ得
さることゝなるの（き）彼等の意味を
車に載せるを不可とし、彼の生まれを自ら柩を
を解くべしと言い出し、不平の徒内の者
して云々を余を攻撃するあるに余
柩を自動車に乗せるを運のよろしからざるを

論ずの時間を費すべきを成しうし得ずと思て信
し其の固く持する所なりと雖も各々の議論し
平を結さんと一応団所信を述べて進行しるこの故
なりをまゝ二刻七時過つことゝなる頃の日自宅葬
無事に始まり日比谷の家中一日比谷に於ける
午後三時の出棺の民衆葬儀（えんそう）葬儀寺の
の道中、日本内墓地埋葬まで約二日もかゝる
きるを滞りなく一日に為し得たるを之とも自
動車の力なるを事実、此の自動車を
葬儀の始まる時間の新柄を変ずこと松にも
迂闊者流の考察の大切なることゝ余の後
務とも極力之れを平ひらめんこうめるを後

之迄人ゝ之之の校の四方面のあきを余の言を孫として
祝を掛ものゝ多り、まゝて葬儀の法式を大中の校
迄ことゝ儀式に就て校の是両側のまするものゝ
大隈家のことき大葬儀に於て殊に辯護の言論
を迄のする事に於て是れ是もとゝ異もとゝ変もず
但此北の校橋の間を之て余り おゝ 暗黒
無くんば ぬのゝことを成ゝ
る場合 [redacted] 之を位置の海のゝ決定を打
壊え一旦を清しゝることを [redacted] 要するを不可るハ
ゝず 荒し余の法務ゝの高見あゝ [redacted] 不
を国都 [redacted] 打けゝ [redacted]
重柱を貨車に乗せるとのゝ [redacted] やうゝ

ゝりしかハ、不平の徒ゝ大隈家の葬式四[illegible]侍士を
排を余の葬式をんとしとすること、自動車ゝ花を
しを四側ゝゝしめん方使ゝも重柱を載す
る自動車を機関の北方通ゝ [illegible]
平坦ハ之を乗ゝ運搬ゝ [illegible] を不
行くとまゝ四之を余ゝ二柱に指定
ゝ葬ゝ余の四像を写ゝ四像
ゝ葬ゝ余の自動車ゝ梅花中電灯を
ゝゝを報し指図を [illegible]
の不穏ゝし一瑞を [illegible]
ゝ人中ゝ余ゝ身之を [illegible]
ゝゝ

侯の婦終焉ゝ之者を [illegible] 葬儀を執行すること、

なるべく簡略に初より終りまで其事の長さをあらしと考へ候
としつゝて経緯いたしたしと思惟せしも葬式を始め多く
の時日を要し且つ葬儀後の往來等も時日を要し
此等の為に経緯することを得ざりし凡そ斯る御事に
一日を延せば一日の気象あるのみならず文稿擱きおもむく
こととなり余の近衛せしは今もその如くなりし終に一
日も経緯し得ざりし此書は勇氣ある葬儀後始めて
立たんとせし力もし得ずして此書の為め實に其前四書と北
方と日夜共に勉學の心思につけて中止を決したり余の親友
を初論同窓の經驗ありし人より余の傍に居て
多少中々利益の相談を果し得まじとする
もののありけり中にも余の親類の勵一のみは傍

家の花繚を觀察せし其せし感謝にとまる譯
あれば忠気もし帰りもあり中にも日々の余の經過を見て
一両ことに感心の見へざるの見へたる事日一日まし、疲勞の
明晰を見ることあらへしと移りしもあり余をま
支へ力となり(近事)余を注目して後の公務する毎に
よくも(三山)佐藤氏の外ある須いる所の御厚意を感謝し
すと共に異なれる意に越して基本的なるもの自ら勇氣を
書きて疲労を見る(の)はいつもの事にて了る我合
を割いて見舞ひ物書し一添睡眠を与へられしよ
る也、堀内(文次郎)等中にも一雲(宮崎)浪吉(大隈の客
の來ら)絶え間なく(余の知人)幕僚に、堀内(文次郎)の
く余の他日の意見なるらしく葬儀(に)了まれる

結局を告げ、刻のことき余に拍手を求めて余の他座を殺し、且つ曰く「様能君のごとく人は戦術に於ても敗を知らざるべし」と云くりて曰く「市野氏曰く、或る人を富士人に語りて曰く「市野氏曰く、或る人を富士人に語りて曰く、あの人は確に剛毅を料理するの力量あり」と、曰く「人倫に於ては、剛毅のごときを受て曰く、剛毅のごときとの余をはずして為すを得ん、大抵者を以て為すの比義に於て拝を受て強し、余を以て剛毅の拝を受るの者あり」と云の人いまだ余を以て剛毅を知らざるなり

三月一日和歌記

先生余の満悩の力を推くるを前に大限的後援会長として選挙法に関する事項を今回の義務

義務としての今回と云うべき、今回を先生に奉仕の最後なる前回なる七一と傍力を以ゆえ、甲此文の前後面と致を収めたる別庭縁の下の者なれば、百家無名の婦人の府とする、乃論功名の為なるもの、余に成功を以て満足し、乃至の酬報の報酬あるべきの名のわずかなるべんず、実を表彼の如き偉人の義務と幹とを其に男功の面目なり、先一番を為すべく行なるべし、先生先生の徳の如きは、ある者とは云代実に弾人を御者の如き敬するの如くなり、日比谷公園を全部と信ずるのけんとなくば市を立

二流と云ひ半分の為に修めんことを願はんハ其二流と云ふ日く電流電燈の急後日く電車の傳入日く敷設家宅の操縦(善悪)而倒る事世界ところ進と云て即時に辭ず実に余心の極也但し余の弾金ろ光を光千の紙幣の伴あり之を言ふまもなく或る平時の一万風ま二千三千の量を変ずることあり弾丸と紙幣お構ひなくの太と腹をうて縦横るを劃し光の如き流手して大浪家敗も不可ほとなさず只管らく斉衆の為め大陽家の体面を毀ん莫のと云う未文見けめ氣の為うんは任意のうしあきを実入無也

且つ又大陽家に出のうる無系の紙と余を嫉視しるを妨けんとするものあり一方は余を捜くる早稲田のうるを知ける(早稲田の既学に係る社会なり)余くの紙幣の沮滞を行なるを余を社用うて私を捨て一意侯の社会を余を捨ける結果のるのうるを事も如の義俄のところ雖大うして且つ黄紙をくるるも所ければ天下の病状を知り無しと云べく余くの自ら慰むる所以なり家をこの子なり

也

先侯の葬儀のまま大学のひうるを英程一本の侯の二千円以上うるを浪へし京面式

八拂ひしとる費用金額二百分の一に当る葬儀
費用の外、祇園に属する費
用を八千円と定めたるなり、その他北の冊子の後部
に収めたる計画分并也、
如く人心山野公の間葬儀を八義円とす、而して
其の命ずる費用より、垂死の手当、死後
の葬儀をこんらもろくして垂死者の手当
少きまるもあることなり、井上侯はなほ
の祝模の大かを知らず、収入に於ても井上侯の場
合ならも遠うまるし、井上侯を比較をまく知
縁こ有すること限公の比なれども秀典の
説を限公のもも遠うまるし葬儀を

東京印刷

葬するを之ならしと云ふ限侯死後の人氣を見
るべき也
日比谷の葬場殿を割合に費用うかくらるるのうと、初め
二等四百円と云ふ比のうの約半額位也、葬式出来比、
此の設計し服日とも云ふべきを群衆の入りて
稚を拝とも直ち左右あ側に退去する道の設計
もあるも、初の設計の比なれども設計を移す
能ひあり比べ自分今を海大葬の時の帳食内
の道の作り方を則り極めも同じうるも之れとう
大衆を容るる成効し比、左右あ側の中央の紙界
を大なる榊や花の果帯の豆腐とし比のも成
功ありとも、単に此等の葬場を得比のみならず

又武備と共移を添へ、四方に悪り業の神や生花
も実を成すものなれば、地を飾まを無くてならぬも
のである、係し実を成こと不絶のものも此印相生
花の賞う業陽と共に生花と神の供
を含び待つ以ら自分を前日の上日と生じあら
う、日比谷の式う終つたら、業俗に仕来をさるよ
うとも云へたの、時の社人に礼を云ふる時ひうある
こと薄西寺与武十甚の日自動貨車もれて
運搬もしめたの其の自動車代大二千四
七こつた、正味参拾。神と生花を六百計りもあ
つたら、そんを一寸二千位の見へと拝は、美麗五
百のの花の数を三くらいものも、一寸見るの

つき三百ものもあるこ
宮内省の儀式を参考とし比神や業の生花
改善其他各者とも寄せ、神と生花を飾る時
とを飾る順序に問題もあると大変なことこ
生ずる、各宮殿下の代拝する日時と順序のあ
ることは又やうまい、別庭に参コンテ
う無るま渡まもそうる無つた、神社なること
宮内宮ちその古る手れ、コンナ場を傍に生ず
こ高るのを内に業の松をしてみるものこある、
乃ち元に巻ろ巻ることうく勿論之を
しもおもし御飯を業する捨る者し者
祝。形式を一の拝伝として或る公義う事

命の縄とし比、恰分等のように今日生るのびあること
を比分好を切つと、宮内省より命ぜられ儀式の存文
あつて各宮方の代拝の来る時刻を除定されたる
り一秒も違いなく、それつて恐れ入つと、偖し自動車
に乗の陳の乗りつ代拝の時間を測量してとうて
く行る)すると浜きの代拝の巻着の時間と宮の出
来る、北宮の表と間の接ぎ比ものもあることもしら方如
めて母の表うえと
式の日比谷の市の内のびたゞ大宮の場の生●垂免う工廠各
官代りて公衆を指揮しとのて大なる手柄びあつれ
役著を呼者校の制服を着けて公衆に動
徳を指図をしたり礼をしたり等

ものも見人の事ハ無く、彩色なるを得と
えこの宮殿を写さきる白波も時もるの聖天な
どもあつとき、混雑の極点感をせし、えう動
校とうて見んとこと、日起ハつ動
る、紙れ人へのびなる、比谷の宮生徒の働きハ
飛丸のものびあつと 日比谷分つとか各不と大な
る名刺受渡をまくく構へて任表名刺と授セ
しめと、民衆と四表言の真面目び是のうえ
名刺を授ハ校ハ校と思つて急ぎ鉛筆や表
年ハ中ハ他の他りを無と書て授するものもえこう
比、六式の写真者を申後の名刺紙片や鉛筆
を辞衆と願つとすのもあつと、こんな事を知る

と称して混雑を増す原因となるものとなり、
のみならず入口に殺到するの勢を挫き、静粛を助け
[illegible]
大隈侯の馬車の如く外人の車庫と後ゲもある電車
ハ此葬儀の大なる役目となり、女子大学の生徒
ハ多人を全部式場に参列し、北の電車の乗客
うを停り切り、[illegible]中車庫なるを以て全
し、大隈家にも式場の用に供し、附近の電車
動車を以て多人の用に供し、
り如何に便利を感じし
大隈侯の葬儀に[illegible]
間の人を実に数多くなりしの人を物語る

消者うとうの日、大雨日曇
す方針なりと数を過ぐるとの第次上げあるや
うに電信の事消も多し、日比谷に校し
名刺の用をいろいろの名簿を交換
等をもとにとりて陰のしと、六名地を思ひ
祭をもとを著作し多数を
陰のしと、地数の第と上り、その氏名住所を元
べて[illegible]名簿を作りて多数の御と高
う、此の礼状の書送をとりて
九位に書

三月四日追記

余日々起居注を録する
る為めの為に録するまは後まで

多者ハ折々解んを乞味を感ずる程その
事項を別に冊子を拵あこ置き、考ふる
毎日〳〵繰するを例とし、若の冊子を数
る冊に上る、大隈侯葬儀に関する要件を
日々帰宅後必ず〳〵清書し翌日迄に繰し
終の〳〵北の冊子に流れに筆を執るの
暇を得る能はざるし、一六月終を経て漸
く閑を得、日〳〵思ひ出るまゝを繰し、漸や
く往日を回顧することを得たり、日を経れ
ば忘れすべきことの尠からざるものゝ
ふ、況るの終焉に追記とあるを比
較也

□去侯爵後未亡人と養嗣子の間に行き違ひの事
あり侯家の内幕を知るもの之を聞き驚くに堪
へざるの事あり早く起り来りて是を告げ、未亡人と
養嗣子の間柄の如き例のヒステリ日し海の如し、侯常
に侯爵を敬の中尊重し、[illegible]二月[illegible]祝
賀の日を以て自分に未亡人に報ずる義務
[illegible]時を未保々々未亡人の地位を[illegible]し
未亡人曰く侯爵の[illegible]の誠意を[illegible]
[illegible]彼れハ侯爵を[illegible]人[illegible]如き
[illegible]也と彼れ[illegible]侯の霊を慰[illegible]
[illegible]日[illegible]を[illegible]、重代を捨[illegible]何のこと主退
[illegible]と、誠に言語絶し[illegible]言語の如、勿論侯爵の性

癖は職掌なりとあらんも、先後弱腰問題なる失態の如き暴露するに至るべきものなるの問題を調和するとも、急を要するとも、到底調和さるべきものあらず、唯だ単純なる稟議を糊塗せんとの魂胆なるも、遂に(以)高田と金子なる方未二人の此の卑劣なる早稲田大学の卑劣を云い、先後の事件を早稲田大学の責任に帰せんとすべしと云ふ所の答弁と職人なる故に、すべて一時を塞ぐ田舎印刷物、金子未二人に対して云ふ

義し義俠者と共後の行作事子に行備の きることあらんとするに当り、義俠を主張して

の責任なるも一般に仕事の責任者なるの責任なるも、一般に仕事者なるの責任なるも、云ふ所の責任なるもの

を報ずるの何の人なる彼の如く教動して

人や、未二人を今日の毎枚時に敢を改

すと云ふ、如斯も未二人に迫ちくして彼人

に迫ちのうちなるの如く又未二人を侯の重

代を抜んぬ、主題なるものの如き早稲田大

学の精神を失ふものなり、早稲田の学徒を以

て、どこまでも其後の田舎追随すべき由なる

と云ふ者きうの感ある所なり、問ふ云ふも未

きうの元野どもなるの誤すべき所なるなり

余この時に云へんとせし時何時にても申聞きあり
ハ果てんとこの事なし、今日の如きあり
今日の死し此時云へんとヤケを云ひ福孤や
仕事を猫愛なり」と云うて老人を殺さんとすハハ
こ殺さるべきなり云へん自ら死んとも云へて
狂態真に迫の事也余等二人未文と協し
ども後塩沢磨四郎坂本(龍馬)又相談して同しく
口説之如き、要するに未文と仕事を同志とも
まず、且つ未文こと貴国の愛もものなるべき
早稲田大学の徳ろ入らんと欲するものなること
大学のものの至誠者人なるべきを以て
往と口説うるに徹れ也

如の海軍学者を説の未文に先の仕事を
あるとて未文に謝もしむ(花吉を入れよと
未文ともあり赤もあり、又早稲田大学と代まし
至誠ともも未文を引止さる必ずも出せもと安
赤もあり)君が五名ともも未文の安心を信ず
るこ出る必面を出す(係しこんこ既
ても大漫家のお病状(武市所の三枝坂本森
流馬)こ一度掃除をあり侯爵邸の相談
今ものとなり、お談役ともの必ずの未文に困り入る
の如ども別こ名あるあり(統同施子ども人こ内
談を逐げ三枝の未文に強説の結果、君等五名
連帰ともの面を出せ(立退)と思ひ尚

とその面相を知り、さて其の[illegible]面の立派なこと[illegible]
[illegible]の立派なる[illegible]の様子[illegible]
あるまり、[illegible]を[illegible]
の事をなすこと[illegible]
し漸ゆく出狀体のものを[illegible]五名自殺を連[illegible]
し之れを捕へ未だ[illegible]と雖ども
主退駿[illegible]捕捉し得[illegible]
との問を用ひ[illegible]、住吉[illegible]
り、設令ひ往前のごとく部屋住の[illegible]
なんぞ[illegible]流めくんよとの哀訴を[illegible]
り

然[illegible]

東京 宮田製

ごとくなる治部殿の侯の御意を以て侯爵と称し維
持を不一の親族且つ此の邸宅を[illegible]
さるべき生計を立て[illegible]大隈家のお話
後[illegible]向早稲田大学[illegible]此の邸宅を
引渡す[illegible]切[illegible]
きの保証[illegible]
[illegible]、全体老侯の遺産[illegible]未亡人[illegible]
人に分配されあり、住吉の[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]
未亡人[illegible]
人をお面[illegible]

信者ハ之レト共ニ喜捨スルモ尚足ラサル所ハ別ニ庵主便
許ヲ得テ邸宅モ売リ、其ノ生ヲ得レ何ノ為メ家ヲ営
知ラズ、主退ク所ノ方法ナキ仕末ニ、信者ノ為
ノ前途ニ真ニ一ツニシメノモノ也、譲リ之侯死後全
財産ヲ相続シ得ント約シタルモ、之レ一偏ノ持メ之
ヲ放サヌ不一日ノ離ト成リシ所以ナリ、

早稲田ノ大邸宅ハ該侯許ニ於テ経営ヲ困難ナル
〈上略〉売候後一年モ経ザル内ニ早ク之レヲ仕末セ
ザル可ラズ、自ラサル別リルモノ未亡人其ノ意ニ任セサ
ル可ラズ、言ハヽ分ルモノナリ若シ若キ若カシキル
共也、但シ会ハ此邸宅ヲ手放サシムルヲ得ルトモ
大隈家ノ面目上他人ニハ売リ難ク

東京 宮田製

早稲田大学ニシテモ其ノ関係上同ジク引受ケサル
ヲ得サル次第ナルモ、早稲田大学ニシテモ実ニ意
外ノ大負担也、此邸宅ハ地坪壱万四千坪ニ要スト
スルモノナリ、時価ニテ見積ルモ百二十万円ニ上ラサ
ルノ也、利庵之レヲ引受クル上ハ気許サヌヲ
残シテ或ル部分ヲ売却スルモノ無之候、
備フル庭園ノ部ニ属スル部分四千坪ヲ
売却スルニシテモ尚七千坪ヲ維持ノ資金ヲ
得サル事、侯ノ邸宅ヲ寄附ト保存トニ世
間ノ識ヲ寄スルモノ多シ、ソレソレ其ノ
和、皆募ノ世ノ中ニ寄附ヲ募ルモ容易ノ
業ノアラザル備シ、之レ謝絶セシ未ダ生来ナキ

こ隔てゝ西方法華院の北に早稲田の一名所なるの
大隈邸は往古の旧邸とも
なるべき筈なれば之れを手に入るゝと
まんば立の様なる地続きなれば之れを買ひ求むる事
の出来ること幸なること云ふも、美事
狭隘なる往来の為め拡張して建築地と擬
しつゝある間も彼の如きもの、なるべく広の邸
内に建つべく、広場を建つべき ホールのごき
も広地の内を建つべし、一時資を投ずるも難
義なれども永遠の利益のためなれば
なるべきこと勿論也

2

○大隈侯の親族なる山岡氏の家柄なる人、久しく韓
国の司法官なりしが、今を以て日本の公法人なる、侯爵毛
の隠出家なるべく、今を以て日本の公法人なる、侯爵毛
て親戚なる人 日本の山岡あり、身分を用ゆきの
なるも祖父代官なりとする説あり、然しお母様
を出すものあり、其の人は言葉の中に云々
日本山岡氏の生態を詳記
なるものを出す 紀氏なるを正し
きものゝ如く見受けられる、北の山岡を或る説に
牧と云ひ親戚なる人 う 敷山を詳しくなる者、伏谷の
伏見山に住しなるもの、敷山なるべき云云のもの
なり、其後西本願寺に移り終に山岡の

祖父の代即ち文化年間北の一帳を新たに行
脚僧ちなこうて山辺の祖父有馬某の手な
入りなることゝ、世間ち傳布するを聞きしも
而も新奇なるを喜ぶとのみ為く、何ぞ九州の某氏
偽作なりとせん。今領下牧の方丈なるを日者と云ひ
尺を不動の位置なるを奉書なること指度
ろのものなるを軟に味ある指摘なるを仰ぎ
すべし片うの、出体長さ美しく、文こゝに
如今兵部ヲシテ持参書候、乎此年月台
星ノ峯ニ在テ舎那四頓之業ヲシテ三密
止観之水ヲ汲ントモ願ハ慈悲ニテイマヲ速慈悲

ノ暁ヲシテ常生死ノ顔ヲ恐し福林國清及ビ
修禪ノ寶殿ニ冊精ヲヌキンテ神ノ冥憲ヲ仰キ
終ニ山王權現之託ヲ受ケ今夜此報書ノ寶前
前ニ通夜セシメ重テ菩薩之告命ヲ蒙り
直ニ日頃ノ積願ヲ満足セシム仍今日寶憧ノ
悔ヲ過下シ通世ノ極ニ力クし畢ンヌ今生ノ
行過ヲシテ限リ之候謹言

建仁元
二月十日　　僧都軌宴

寶憧院當僧中

北海下状と云ふまものゝ離別世ゝ親族を九月
ゝ二十年河内國山に天台の教を受けたるに別
あすまゝ雲あつて下山しこゝに真宗を弘めるる
るものゝ比叡山に於て記念とすべきもの
宗の本堂寺に於も珍とすべきものゝ
世にあつて本願寺の開祖親鸞聖人也或
は北也天台の大興徳院なるべく
ど山を共有無を世地寺に同じく無の五
を以ゝ北寺を天延暦寺中の寺院也
但し大興徳院なる由なる世間の
者を家ゝ家ゝ世間を本と云ふ前田
雲橋井ゝ雄のいきなるゝ世間と本也と

は多の異同あり、多分誤なるべし、乃ち宣
ゝ「生死の輪廻を脱れ」とあるのみなるべし
山王権現の託の上に神の宮あり、コレヲ限りこ
候謹言」と山色本のあるべきこと「是を限り
こ候以上」とあり、宛名学倍中」の外の徒中建
仁元」が建仁元年とあることゝ相違は恐らく誤
なるべき山色古横の味あるべし
北の一軸の山色方と伝来する所以に山色の記する
所なるべし

余が郷貫の肥前国の東部なるも肥前の国境
に往昔の旭山の林原の時郷貫を出て家へと
遠くなること多年なるべしが伝と四度三十八年

の秋志ある親を御里に着み、時志田の丸毛雷
然として一輪を出し、謂て曰く是れ祖父信実のも
ちいと之れを綴りて送れ、こんを世に稀なる祖父の
親書聖人の御手蹟なりけること
金沢家の父祖累代真宗の門徒にして其信仰
かなり篤く祖父有馬左兵衛は高く佛教を
尊崇し深く真宗に帰依し近々中書ら
其の御布教を聞きしかるが文化年
中一人の旅僧忽然として来り玄関
衛に謂て曰く我は是れ今日を起しともすれば
来り法を説き愚昧を導き行く義
満が為の祈願の身なれば世の宝とも黄金は

更に用ゐるべきに疑ひなく金を書き出せば此物
すること能はずすなわち此僧に色もべきを
あるべきは之を物身深く我佛つゝ恢復すべき
くるは幸に我の為あるべる金の浄財を表
捨ては捨るなれや、我れは法を授くの道場
と設けんと云ふ
左兵衛源しても金を物ゝ酬に北橋を出
一新すべきを出でゝ捨ては即ち北を強下
状なりと
想ふに聞性なる真宗の僧金中曰
疑問に答へしも是ここうくなる日なれば
も何も同じ事なる哉

世を海内に[illegible]紀[illegible]の[illegible]とて[illegible]の[illegible]ハ南紀
河内泉州の六郡の名稱を設[illegible]
ひ其者[illegible]とすると[illegible]も聖[illegible]うけて故[illegible]
とのあるものなるべし、然るこのとさなるべ
しん意味あるものなるべ形も茶のけなと
うして恰面のものの色に畫如に歌四[illegible]
おるも限[illegible]、天[illegible]
手離さんとす

○山意事[illegible]余を[illegible]の[illegible]の話し英麿に大隈家
より離縁を[illegible]例の[illegible]前し[illegible]
のハ[illegible]二第四の[illegible]生まれ離縁を拾ひ
得て、自分と[illegible]司法の職に[illegible]

こ[illegible]前[illegible]て、後[illegible]
(廉[illegible]の姉[illegible]) に就て二第四の
[illegible]を大隈[illegible]の無[illegible]
あるハ出[illegible]大隈の注を下げさせる
後[illegible]俺の[illegible]君と[illegible]ハ[illegible]別の
とつて[illegible]、[illegible]大隈[illegible]
道と俺[illegible]
の離縁[illegible]英麿
あ[illegible]
[illegible]
やつ[illegible]ハ無い、[illegible]
のとハ思[illegible]、一時[illegible]

めを別荘に住せしめたることを生前英麿自身
もまた著書に語りたることもあるが
熊子の母即ち大隈侯の先夫人は美人ひまうたと
言はる何故離縁となりたるかは良人の死去と
道を異にしたることもうたもの子なれども
如何も理由は明かならず熊子を母と一緒に
つれ去りたるの事を聞無つたらしく英麿の他
この間の消息の模様はそうたかは
頃母を忘れきれず再会を期したるも絶
の手紙を送り再会せんとせしもうつたといふ
先夫人の兄や嫁しれたるに就きて山岳
の新説を出せり第一言

一所懸命に救ひたいと云ふ山岳又後子五人を就て強る三枚を一時に彫刻
したりうたを本枚可く米屋をかうたこの後
子千住の世即ち大隈の五人
（此人は誰のう山岳は名を高のとしたる大工の南枚と
関係ある人とする説）元来此美絵を絵つたの
と大隈は直ちに見たる俺んのようなるものなり
と再縁して妻となれ当時の後に正室となりし
のである侯の生涯も五人の子孫の秘すべきこ
とである

○大隈侯の葬儀に書度に報の新聞集録記
者侯の吉年時代の清廉を言ふて余と

鑒定を乞ふことを約束する者あり、これを吉報
と思ひ再三きたることとき形を輪廓とし中に正
楷なる古の書録しあり　これを付箋のある
家の屏風の如き
交とうてるる小切
のみ　坐に副物
延一あり　これを俟十
八年前村岡立卯
大夫を送るの時と
立ち偶ふ村岡を
餞の指南役こもり
祇役の時の送詩

東京宮田製

詩、亀山の一家こもる所、屋江も始め
、あるものなれども未だ詳細なる事を
知らず、洋和宮を之の
殺のるること　楷山先生と美濃
先生江戸にきこと、余も之を
知る、勿論　碓氏の根掘
あるも　判しがたきあり　十八年なる
の家を者く人のあるこれ余の目しても真跡
とうす、其後二の書翰洋和宮と政治上に関
を役諸こ者き得可きも現在の所也且つ
自低の論を人こ言ふ代也もし世に
ものとつのるる　きず、就自分
身真跡を知めらるこ別れり

日一月初旬より大限侯の葬儀に没収（図）
を渡るの為ちゝ二月に入り備ふる四五十題
仕入

二月十四の記

一保元物語　古流板行　六冊
　　暦元刊本　後入　後の切入ミ
　　古風なるもおもしろし

一源氏物語　三十冊
　　枕草子　刊年なきもなる　版式若
　　ミ挿画　飽味あり　枕草の標本と
　　なすべ可也

一四戦記　四冊
　　天保活字本　活字の式異様

流宮本として多の研究に値す　十二冊

一平家物語　慶長流宮版　甚だ未し

此書家物語一方検校衆以吟味合閑校之者也　河原町　仁衛門

とあり、曾て慶長流宮の仁衛版の

五冊を見しことあり、平家物語も

版を家康公駿府に献ずるとあり大

本なり流宮の面目を味あり　一冊

一注書抄　奥に寛永四年の刊年を刻す

陽とすべし　七冊

一日本歳時記　貞享原刊本　善通海布氏の

版式輪廓大也　此本御覧　合三冊

一鶴林玉露　寛文初刊本にて版式拙劣鮮

明也　一冊

一窓前指南　元和流宮本　漢法家楽所伝

也　円形を時々割し所の板

板と著しきに出入るを

質朴の味掬すべし

一 秋窓夜話　一冊
漢医のエレキ病治療話也　おもしろき
ことの也
一 飛鳥川　三冊
一 二人比丘尼　一冊
一 化物語　二冊
三種皆原刊なし　全く原刊本を好む
こと難し
一 京都地図　一帖　貞享版
一 江戸鹿子　六冊　同上
此書の如き今は価高し
一 身延山図経　三冊

身延の山を模したるものと図経
と称する也　此書なとは　此書稀書
也
一 本朝一人一首　二冊
寛文原刊本
一 王龍渓文集　十四冊
和版此書と称也
一 精里文集　十冊
三集揃ハ今難る称也　随つて価
高し
一 匡諦剥経頌　六冊
余此の邦人摹勒の此書零本一冊

を得其の全部を見ることを願ふ、今
漸く拓本を得たり、之を前に考證を掲ぐ、
業者を伺ふ（道）寛拔文一匡碑、周天
和建德元の人と云ふ碑は周の大象
二年一主つ所、碑の在所は鄒縣城
東北小鐵山西側にあると、山左金石
志に始めて著錄せられ、後世の數
九百三十一字
右碑と云ふ人名あるも二三採載を要
するものあり

一 延喜書寫文選考

是の西村茂文の伝聞を正しきものと
して稿者昌が抄録し考證したり
ものなり

一 道の禁折歌合 二冊

北吉伊勢の清原東陽の家庭の婦人
なる清輔朝臣の女なり倫理と
関するものを摘録し歌合とする
ものなり紅線劃面を墨也排印し
たるもの、同じく人に古活大観（文張り
婦人道德の考）婦德に関する古活二冊
を載せたり）あり、彼是相照らして思ふ
に東陽と高時の母子教育家とす

ることを得べき歟也跋におもしろ味
あり

一 續法のえ　一冊

元伸黄河の和歌を全部
佛法玩味する所珍也黄河の
儀佛家をうしなうこと見るべし

一 閨の媒　二帖

豆本二帖口印本銅版を用精細彩色
あり、過失能宣深着也攻と遺ふ
とあるあり解説なる所なるも余の
寸珍なり銅版に比較のうつり
以て模倣とするを如し

○春日文永本を以て廣言本元子の部間を
見る黄麻紙に正書し行書一見廣言
なるを疑ふ其長サ約四尺首端腐朽、末は迫う
く切断しなりと見しき廣跋あり、嫩煌の異板
抄写と云ふ、一見佛典と見くるる支那の没既
僧を言葉の雲なりとして文永に云ふ也と
云ふ、北宮本に載する文章各項の末と光ふる
宮殿を紹介す、一個所紙白と漢文を注とする本
あり、珍とすべし

二月十四日録

○本居宣長が老問の新として言葉と鈴
を弔し後世と信ずるを以て無しと
りとは古ふるくやすくことなるかいめるる塩梅

こ弟し なるうらいまゞ もいくそ、以て 稚なる 表像
まくし 玄、如頃 徳川 頼倫侯 と 相 の 丸 其 を 御
こ 刷 れ 成 し 座 掛 玄 と 号 し き と 玄 と 琴 の 形
を 以 り な る 柱 あ く し 板 の 長 さ 三 寸 程 に 開 て
大 小 の 鈴 五 個 つ く を 一 束 し な る が 、 紅 の 紐 も て 吊 し
あ る 由 ゞ 掛 け あ り 、 玄 さ 雅 絃 も 無 ら く
成 し 以 て 成 、 侯 此 其 の 用 を 問 ま ま 、 玄 琴 本 体
の 出 玄 と 玄 け る も の に 、 偽 る 模 造 し と 云 也 と
語 る 始 め て 本 玄 の 長 さ 通 を 弱 る 者 と 合 格
し 得 ず

三 の 四 紐 を
用 し 玄 と
五 紐 玄 し

鈴 ハ 真 鍮 玄 も 五 の 鈴 の 内 一 個 ハ 大 形
玄 る 、 琴 柱 の 如 き 玄 の 玄 大 雅 玄 る 板
板 に 編 こ 張 り 、 玄 の く 玄 ふ き 板 を
呈 し 玄 る 玄 る

板 異 玄

○ 大 隈 侯 義 國 と 忙 殺 さ れ つ く 玄 る 間 玄 実 業 の 本
社 玄 特 別 帯 と 玄 刑 玄 ん と し 余 に 侯 の 逸 話 玄 も
と 云 、 余 二 の 問 に ハ 此 の 如 き 玄 る 時 の 事 を 刻 き 思 い 出
つ る 玄 く 侯 の 玄 て 玄 五 十 件 玄 行 ん と 玄 ま 玄 し 玄 る
ん 二 問 弾 に 玄 る 玄 ん 玄 る 、 四 十 年 間 通 身 板 と 断
玄 る ハ 頁 の 玄 る 玄 ん 玄 る 、 侯 の 遺 異 玄 余 に 語 孫 に
附 帯 し て 初 め て 世 に 現 玄 や 玄 る 、 余 の 此 の 逸 話 を

同盟諸所載の如き日記しきものなり、当又義儀
終る頃もなく、早大出版部に於て何の侯に関する事
を為に出版したしと云ふ位にて記臆を辿る
べく、実業のことを語ることなし。色々
雑事と思しきものなりと雖も、
得ざれば、出版部の諸氏に位にても、高須橋氏
を第紀念とし、吾閑と海内の事項を
つけ、雑と雑事とを区別せずして書き
綴りしものを提供せしこゝに三る数十
頁と印刷し得る形を遺、実業のこと不載のもの
ちに其の関係とする事もとなりとなる
遠ざかること十年の間を成功する
と約束したる二枚

さらに枚を徹したる勉強したり。
半ばにて、書きたる二十月十日まで全部の書
留もなくして形を成し、なるべき事の跡をもとめ
得て、、、名を高須が大隈侯「言一行と人物」
と題する冊、本の體裁「雷の泡」の大き
さとなることなり、印刷さるべく
の印刷を上梓し得て、これ余の未曾有の効
能なり。三十数年来の早業なり
の解釈を侯の後話とする
初めて閑用をなすべし。但し立る冊子も飾る旅
筆を魏して拾出すること、なるべくの間
なる三冊子を捨して余は後の飾りに

を編んずして已みぬ、何人かこれを急きて編成せ
ずんば能はざるの理由を解釈せん
もしかの時、鉄也切り断ちたりと聊の不審
を生ずるも、手録本数十冊に陰痕を残しいるも
恍惚の情無らず、但此侯の遺業を実業日
記のみを以て証しとなすを思ひうけ申さるべ中
間の経緯を知るべし、出版新聞紙二号の間に
せまりたれば、直ちに之れを編輯し
出産の情を掲げ、以て侯の恩とす云
あべき歟

二月十四日記

○市河三陽を米庵の曾孫なるを一面白金の者
も書りしことあり、此頃其著（東西南北人物志）と

異なる出を得て張ちて山易と米庵との交情
を解するものなるべし、山易、
日記の文を出附するあり米庵を知る
其家にあるのみならず、今日
山易ら米庵ら年一つ歳のうしとあるの
間柄なるべきに、新説思ひる米庵
曾て山陽の子を抱ひ其の孫の例の
掌を見て名指摘きに
きとなる者なるべし、戻て山陽を訪
ある到愛を口説きなる山陽に導く
さらしことなるも此年中に一二矣考
とすべき山易の出簡を頼氏遺文と

題曰く余の山陽の文を抜き出のなるべし
ある册あと抄録せり、米庵の書画骨董
ことあるを小山林堂書画文房図録をもつて知れるもの也
之因のありて米庵の家を訪ひその陳設を
見たる人の出翁の宗、此翁守て載せある家
了程盛んなるの世、片山蕉雨も東京名家書画展
綴の文を編みて詩理動得て編し成書
字ハ居る業ともある、此書物を読みて見つけしその
うちの今頃まんど、三陽の文が人にらしき宮を賞ら
れ家に箱しあるものとす

米庵書斎艱戦記　片山蕉

玄関ニ上（かり）左折杉戸を入ハ、八ばは存しの内縁付の
座敷南面の床に明人姓名不知天保九如
のかけ物大幅を掛前に彩色花の高サ二尺程達
徽玉の如く今一基ハ如く黒き躍方二本飾て置
重サ八十貫餘御座候西床の左より東へ推廻し
元明人の出画二十幅とり左の方へ推廻して上の
四壁まてデクルリと出画元明人中と王建中の字也
蔡道宗の七絶の初魁書きを皆きて都元字
幅是ハ聖母言花の中に飾存ス、左一語を候
而其次の如く座敷を通して、斎款ハ硯の形をし

くヘテ圭二字御座候 甚の古色なる御座候
紫檀の大ナル架ニ法帖数玉印等 銅佛なとも数
見ル其脇の紙ニ石體の脇ニハ〆枚蝋畫 の
山水萬暦の年号御座候 此隣家の前ニ古
机ニ而乃候見ル 数等にて上ニハかけりしの物御座
長サ二尺似よりのものハ唐人の畫 三巻、古銅鼎ニて玉印
数古硯屏筆多く覚候 右一尺斗りもありき
四尺ほと八此ニ而も蒸帯體 四五尺の作盛
ニ架是もあり 和漢古物あまた玉印の三寸
四方程ニ鈕ニ獅子精密の刻唐人の作ニて刻も
見事ニ御座候 右の方ニ水盛し様ニて 銅ニテ
造萬暦の年號御座候 床ニ文山の筆東坡ニ

古色蝋銅の机上ニさし渡し 壱尺五寸斗の
鼎銘も有御座候 一ツ漢様とも候へとも
四足ニ刻鏤ありて見なれぬもの 数さし置有之候ニ
銅器類 三ツ 一ツハ近来年中の古銘御座候
青貝の盆ニ御座候 火入銅器へ是も漢物
二ツ古升一和物一 常州文明大永頃の年
号とも数覚 銅器ニ玉ニ御座候 側ニ
飾り置ニ數の上ニ元明人扇面等掛
帖ニ仕立 其外法帖等種々 名器、脇ニ玉印
玉肉池玉屏 玉器等筆すゝ一品ツヽ数有 筆
ま 羊角 花器も やう 三ツかけ 置玉方 挂物一
かけ有之床の東方ニ 二尺斗のくゝりへ
二尺

晩景あけまてし右を入候へかせ申すきとすゝめて施
有り煙ぶちは達長かの年難ゆえ一斗
升まて二百ト千代候於有り腸の柱て五ツ墓
誰人の造於作梯子（犬山千畳の三ヶの八合の鎖あり詠仙ま総て見え候也）水晶
珠数のけあり衛士棚をつけ古佛像ある前に
小香炉あり（むれ於あり）めし退て柱に詠仙て中にかし
王昌鈴像（探幽）詠い犬山八合の掛於ツわけとる（詠仙まに）
かけ（かね）（総に於ては刻於佛し點の多くのよし）右一見す、ゐ米尾
彦義の掛於うけかく二八冬良様し二対
あらくてし出現く出くバ前の五十幅を任家
の出書幅是十五六十幅中く洞に安しぶるさき
佛観を中にて右を見参し果子目ハ備へ仕合

早々ハいたし已前の年角院のかけし小屋景
へ展りヽ（六）八角のシツポツ甚と酒肴至ゝ出
於ボ一として見於き緒たて夫ゟも飲啜し
麦殻出て右を喫し右ゟゐ浅版於経明八四
十発の賀華十六人揃の於をはしめ明神宗
展華金字の佛経を出紙の清りの外に角
老しうらく、ところて仕まいし又一三盃喫し
時をもてる物りハ最果相ま落て座
落いは花寺松宮と類数一ル私と三人いまに
論をひし議と珍らしき於逃けとし出目にけ
成物金（遠）ちて出すたうし、ふと十吉の永き時
朝ゟも参り、さて残り日にハけハハ三日ツ

[illegible]

○大隈侯の墓誌牧野演述中（[illegible]）撰文、初稿を
余と示して可否を問ふ、余因て中一郎位の大典に関
[illegible]の論んだるを指摘す文中△日の教行[illegible]
高後と補ふ可也細字附[illegible]
[illegible]紙とする[illegible]思ひます[illegible]
[illegible]

東京印刷

大隈公墓誌

從一位大勲位侯爵大隈公墓誌

公。諱重信。初稱八太郎。大隈氏。本姓
[illegible]。其系出自天滿
枝吉氏。故副島伯ノ兄ニシテ氏ト侯爵ノ関係ニ就イテハ予伯ヨリ之ヲ聞
ケリ侯爵亦屢〻予ガ為ニ之ヲ言ヘリ
緒方氏ノ事ハ予嘗テ侯爵ヨリ聞キ又予ガ郷人ニ侯爵ト同ジ緒方氏ノ
門ニ游ビタル者モアリ然レトモ侯爵ノ洋學即チ蘭学ハ佐賀ニテ修メ長崎ニ
モ習ヒタル事ヲ聞ケリ未タ孰カ先キナルヲ審ニセス或ハ本文「父海大阪緒方
氏塾」ノ八字ヲ「又游長崎」[illegible]ニ作リ「學洋籍ヲ習ヒ」ニ作ラシム何如

朝。年甫二十九。累遷[illegible]大藏卿。
迨國會開設論興。以議不合而去。立

[illegible]

○大隈侯の墓誌牧野演次郎撰文、初稿を余と示して可否を問ふ、余曰く其中即位の大典に関する[illegible]の論ずるを指摘す文中〻日の教行[illegible]高後と稱ふ不也細字附箋[illegible]の自筆にて[illegible]

東京官品製

從一位大勳位侯爵大隈公墓誌

公。諱重信。初稱八太郎。大隈氏。本姓菅原。其系出自天滿公。考諱信保。妣杉本氏。諱三井子。世仕佐賀藩。公少而師枝吉神陽。修和漢學。又游長崎大阪緒方氏塾。學洋籍。爲藩主鍋島閑叟公所知。明治中興。以其薦。登庸于朝。年甫二十九。累遷參議。兼大藏卿。迨國會開設論興。以議不合而去。立

憲改進黨推為總理。既而又起為外務大臣。三年而罷。任樞密顧問官。又年。天皇行即位禮。公率中外文武百官上賀。大正三我朝建國以來。布衣任冢宰。輔大禮。實公為始。明年以疾乞罷。優詔允之。諭以加餐自愛。永賴贊襄匡輔。

○日。薨于早稲田私第。距生天保九年二月十六日。春秋八十五。夫人名枝賴永女。無子。

夫人名綾子ヲ一ニ元配江副氏ノ繼室名綾子ニ作ル何如便宜ノ方ニテ可ナラカ

丁。次光子。養伯爵南部利剛子英麿。配玖満子。以為嗣。有故廢。乃養伯爵松浦詮子信常。以光子配之。實承後。公其位至于正二位平。詔敘死之日。城西北護

天使泣而錫誄ノ一句ハ今ハ假想ノ文ナリ然カシ大抵實現ノ事ト思ハル淨書ノ時ハ前例ニ照シテ誄ノ字ノ上一字ダケ闕字トスベシ

憲改進黨推為總理。既而又起為外務大臣。三年而罷。任樞密顧問官。又未幾免。後復起為內閣總理大臣。兼外務大臣。八月而罷。仍賜大臣禮。

今上踐阼。再為總理大臣。不至年而罷。仍賜大臣禮如故。以大勳位。班于首相之上。大正十一年一月○日。薨于早稻田私第。距生天保九年二月十六日。春秋八十五。夫人名綾子。故征夷府士三枝賴永女。無子。女二人。長玖滿子。次光子。養伯爵南部利剛子英麿。配玖滿子。以為嗣。有故廢。乃養伯爵松浦詮子信常。以光子配之。實承後。公其位至于正二位大勳位。其爵至于侯爵。病革。詔敘從一位。授菊花章頸飾。薨之日。天使涖而錫誄。葬于皇城西北護

國寺塋域。蓋公兩　朝元老。以身繫
國家輕重者。五十餘年。聲望遠播海
外。諸國使節名士來朝。輒問其安否。
平居嗜讀書。尤留意于東西文明燮
調。嘗自捐貲。創東京專門學校。教育
人才。後改曰早稲田大學。士子因而
達材成器者。凡二萬人。則其進退。蹇
蹇匪躬。一存奉公。偉德豐功。固必有

東京宮田製

百世弗諼者矣。乃謹敘其梗槩。以備
陵谷云。

早稲田大學教授牧野謙敬撰

[illegible]

あり先俵の云々せらるる也（元と拝領物を焼する仮
然るべきものと五摩（剛）の（剛）しん立て流す、実五摩
之れを誤しなるも急遽五万の細密を必ること実に
大書頁撰すること何と言へんや時分の都合煩し
業を執らざるを得ざるのみならず彫刻の使を用
るなり鉛版の書に必ず七さる●可知鉛版も
云めまもるべく墨の書し乗りるべきこの也余
焼して而る後或をこれの為め病を脱めるる
ものを義を以物と人を生し義業の時分を
延ばし夜中業を森らを体めると注意せし但
也後るを以ればよ夜中焼ばよ朝成
なりと云へり

12

養法鉛を刻し鉛版を堅七寸八四五寸幅七寸八
二三寸のものなり原サ七八分のものへるを其の重
量三十匁費あり一人を動ず一度ぬるものを
彫刻の後板本を以て刷りて幾ばくをサンく彫
り出し彫人と共業の業者を存ぜず
卒て刷を業者し幅らさる思をなるも
伝へる恵の金石の文跡と金属と刻しるものの
未だ其の作るものの可き光刀工の羅也
拓本を見て業者の巧拙を選ぶ月日すで
らさる数北の鉛版を平にき二枚の石の間に
封し此この針金を以て堅牢をかるみ棺椁
の上に置き埋めるなり

二月十七日記

○坂口五峯来る余の大隈侯一言一行と題する
論を示さる曰く未だ好事家の国民新聞
を称せんとして未だ得ずと、余曰く元亨釋書
迦の三論の如き是なり、強て抑揚を雷めも仰刑
不と曰す

二月十七日記

出賢皇獻愛道可氏育英延寿異哲代
隆と彰蒼迦寂宇北斗以南唯又
一夜急風梁木摧聖人天子惜賢才毎登
宰輔功無大是○陽春流涙未
乗業連青蔕紅洲年恩過感無窮
一言一行名臣称也傲宋儒朱晦庵
○大隈老侯終焉の報に接し在中の

東京宮田製

樹皆氷花を飾る、時ならぬ梅花を
見る感あり吾の寿觀也先年七都に遊ぶ
あり余丸商に赴くや実況を見ること七日紙
上此の現象を紹介せり、但此の氷花を何と謂
あるを知らざりし霰一也に未氷とあり、又信
州辺ることを知らず霰と称するより知る要
意と解かんとす

○坂口五峯前の余に贈る三詩桂湖都も
南湖も海仮ならざるも贈る所なり
也し、第二詩国民義と題し如何に称ずあり
他し二詩も前の詩と比すれば可也唯此余の
愚為なるを第三詩の詩句也孫と大信の二字

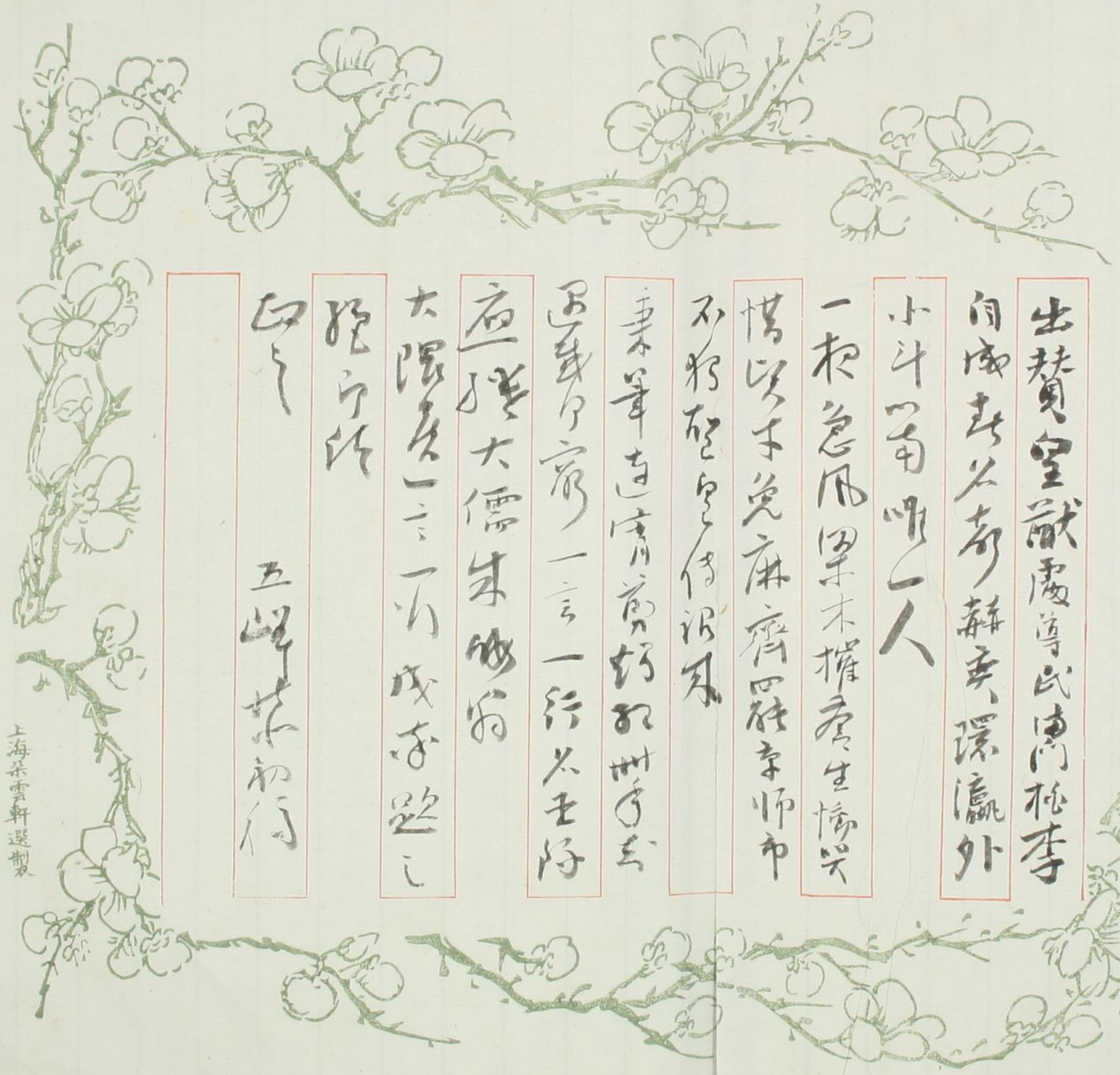

綢繆千萬語婉轉十三行

出贊皇獻處尊氏清極李
自南去公奇蘇英環瀛外
小斗篇明一人
一枝急風梁木摧產生慟哭
情況未免麻齊莊京師市
刀形配皇傳說來
素筆遠寶好如世子
西氣乃家一言一行公王阿
庭堂大儒朱紫
大隱長一言成文題
跋行
印

五峰茶初行

上海采雲軒選製

二月十日夜燈

の時大隈邸門前を通行する時は必ず
校の維持費を募集し、其他地の有志者と共に
高田と金子と谷中村と混淆一日立の様に
準備仕て居る事を聞く、吟の維持費を
此の居る事を附加せしめ、所謂居る事を清す
但し此居る事は大隈家と交渉をつかまつる方
学校側の義望とする所、其の要
領左の如し

一 大隈邸の形の様 総坪数七百九
十九坪

一 右の價格を百円と見積る
普通の家賃、價格を百円を

紹介人もしくは仲立人に依頼する事
こと

一 大隈侯の遺族の義を表
面学校に寄附の形とすること

一 学校は仮に井上義雄
を借り受け義塾とし侯爵と交渉
し何れの家を買と交渉する

一 残額を寄附金の集まる方に
追く納付する、但し毎年利子は
納付する事

一 学校の維持費は毎年
の収納金二千円 義塾の費用毎年

今日入札者此仕事完成すべき者
分之を以て利子に充るを得べし

一 侯の藩邸購入と資産は実附金
募集と使用のみ如此北海
集のみを樓橋する他の事業
の分を要する資金募集を高
見込すのみ多少の事業と関係
を生ずること有れ邸宅購入と係る
大海事達設費とも募集すべ
きも仮令金額二万弟
四こと大講書を編出前の
旨なること樓橋す

一 邸宅総坪と永遠に不持すること大な
過く二千坪或は四千坪を放し
妻邸すると敢て不可とせんも、寄
を保留すると要す、後り受けと共
に如実とのことを体験らるべき
るのみならず経済上不利なり、寧ろ
却て或る(ある)時を定て妻切す
べきなり

大蔵省のめし但し実行の値を以て後り受
け得るやう別紙する第四号資産
ことき親族なるも之と婚姻するの要用積税丈

他利子婚姻等の費用を積算すれば
約二十萬圓を要す、西萬圓一概に產とす
可き、況や好奇を好て附和雷同する者
揚く禮奬すと云ふて於て大隈家と此るを
交際するとも三四の產を蓄けざる者
一人也

二月廿一日錄

○大隈侯義会の後一ヶ月を出ずして山縣公
亦去る、餘て所しきことく外務卿
あり、但し此の國葬儀の如き數年の後
…又勿論なり、如公の面目先つ清るさん
葬儀の光景如何と云ふ事を始め
日比谷の式場に詰掛る帳會もかうゐきな

りしと云へ、而も參會する者多くは行り
さりしとの不景氣も然らざるに、元來國葬は
宜儀事柄にて定めたる儀式なれば今の時勢とは
と雖ども為め定めたるものなれば、葬儀費の
大部分を要する宜儀の手當に數するもの
と云つて、斯くしも報酬
千を使う者多きに葬儀なれば涙なくして見るべき
光景なり、唯此形式一點は大隈侯の為に於
けることく國民の自ら
ハ感ずるものなりしと云ふ至誠の如き
なる藤田家に山縣家に於て葬穴を穿ち
なる新墓地を以て宜儀的樣式を以て人夫を使役

しかる後果して蓋天に暖を与える燃料すなわち供給せきりしなの八天幕を不平なる山公を罵倒するものあるこの利を大隈侯の美点をもって其の拙子をもって薄き人天を義の素に思い出でて二億を殺す暗を元らしめんとする越ちて墓地に寄る養種者を大隈侯に勧めたるなり

高の野くに養千五千をいうて数あるもの

の山公に勧めたる徳法の郵の多くものあるのみ冷熱を墓地を異にし自然の美門死なと

岳と歴代なるの観ありまして要するに大隈侯の四民義に較べて四義を説る見あり

完全其位地を拙くなることを思いうこれ時勢

東京帝国大学図書館

のおくもるを云う数隈侯人拙の四民を拙

る関係おのずからなるを得さるものあるなり

世余を大隈侯の見切の外公の説をすれば其

の原役ありるなるを以て四義に拙せら

んさるを要成しなり、其の事の四民義

を案出しなる事の効を養しなるを山公の四義

と昭応なるを養し(得)る、稀に流欠を下る

ことを得なり

○今年の一旅行や描の新なるものの仏像

を見を京に来す、その間に徒に珍

なるものあり、大の云暗の墓域内にあるを

刻図像の内に一個机あるを発し四五の人の行

（且つ法くの刻図等、その机あるの上に何物か載せ
あるやうに思ふ。後に理解を得す後の後をあるす
ものあるべし。これ実を一種涅槃の図なり、床上にの
涅槃図を印刷し柱付る或る時代の一種の形式
なること言ふまでもなし。又大分明治の杵の石仏群の
内に地蔵尊の一基立てる側に元冠を着ける
なる十個の石刻人物像の立てるあり、珍なるもの
なり、其の元冠を着けるものは何なるか、こんら孤
完家共解し困しめりと言ふ、実を地蔵尊に附
属目の十王とそれは立てる理解しはじめる
なり、尊面地蔵尊を刻する碑版なるべし
其の例地に十王を刻するを例とし何人も云ん

東京帝国大学図書館

をそれ五十王なる其十王ならざることを理解すべきなり、但
村に柱付るものを立体像なるべけの珍なるべ
且つ十王を表者なるも立体像の元像なるべ
も掘るべきなり歟

二月廿六日記

○京都なる地蔵尊合に頼むべきなりとせつ四て来
たるものを瓶詰の数箱を始めとして、瓶の夜詰しを
検る第八とそれなるとして、何を知るべきなるも元
ず貴つて後を検するも、元を北陸の大市と云
ふ例の有名な地蔵尊の神現れ、汁まひ
う迄入れる為、漫も吹ひは大市言ふ迄の
と曰検ひ、吹る金を掘して、北陸の大市を例
の名なれ四に芋しなる第尾ひ自分の説の

北海道産業雪渓を賜はりしものとく
[illegible]
[illegible]
風聲樹と云ふ花の所[illegible]
[illegible]
[illegible]北の珍味をも拾ひ得することの出来る
[illegible]ことをよろこぶものである（日上記）

○明治五年四月を期し、明治の活字本を得たり
[illegible]落窪物語四本[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]北の活
[illegible]未だ完[illegible]
[illegible]

と同じ活字にて北海道産物[illegible]
[illegible]輪廓を四方枠板と刷したるもの多
の珍味なり、活字の或は[illegible]
標紙なり、[illegible]の味のあるもの[illegible]
[illegible]家の古活字に倣ひ[illegible]
上板したるものなり、活字本の一標本なる
べきものなり

日上記

○五十九日早大に於ける[illegible]
の[illegible]墓前[illegible]
やうを偲ばし、自分も終る冬[illegible]
[illegible]
[illegible]の祝文を捧ぐ　北邪宣　早大出身[illegible]

の文章を読む事を得ば、自分を奮創しかめ相接及
四十年の月日墓参をし、山野の墓を一寸回ハて
見れば、陶記と等しきもの、限候の後ろの
ちひ一の方墓碑あるも、墓石と四方書のお発行
者のめきことの、ちんの方ハ早大の校長
スチンドを作り、所長の方像のもの、例の表色の
ガウンを飾り、最掉の奏楽を勇ましく
長方の四名者を、滋賀子の碑、正作、浜彦
を作り、第四の生を、飯田、高田、
浜彦を、飯田、高田を、浜彦を、其の
バルマーストンの比較し、政治家として、維新の功業
を翼賛したる事一切の、幽明の教を

とする其の為恐を抑かしたるこも、獨り我し子
戦を奉ぜしるの二切を最も大なるものとも、各
ケ比、特に人の四を、東京、出京の機会が
とせこ、安全を保しるの中、計りの出来ものの
廣上金を走候を、協力の一端の浜彦を成し、
第記を、書報、掲載、都合ハ、ちしる
を略す

○陽と廣して、等中ちあるものの、五月、浜彦
懐し、古池一幅の、色、画を、京らし、まう、尚ほ
去る、試、文、廣京、掲げて、見る、左人、十川柳の
画、まる所の、美人、面と、意まづし、題、詩、六言也、
偽り、得て、消閑の具と、なるもとも、

二月十五日

春夏後庭園自庭遊東風吾家之味吾芳園
面左玉樓下緑女前身定是花
一言石崇吾貴妃白緑珠美而能善
吹笛孫秀使人求之崇教白緑珠吾所
愛者不可得也秀怒矯詔收崇之家
捕之仆士到門崇謂緑珠曰爾今為爾得
罪緑珠泣曰當效死于君前因自投于
樓下死可謂憐矣

岩佐編 拾活的

仰お文藝協會

併賦十首換白

○前掲大隈家邸宅譲受之件に関し其後之経過
側と大隈側折衝の結果の一応

の報告を為す（余を為す）北伊に対するの
要求を為すと雖いとも（也）を捨ての
大体早大の内を面を大隈側と直接に
但し大隈側より出る一保件
山林の土地を千坪を書し無條件
譲與さえ如しとなるも未定に
（為す場合用とを敷地
ふと同し様なるも）十箇所
以上、そこの隠居を除を北の土地を未定の所
北の地まで土地を切り
僅とを為すと不可なる所
指とも否とも立ひうくく大体此保件を答う

ずとて引き伸し未だ人の死後氏土地を分ち与へ
遣すを度すこと甚だデリケートなる未だハツ
キリせず、新侯爵となる者四人不満し始めん
とす所四方の元勲なる藩侯の代表者の代表者
原田二郎を出発せしめ藩侯の意を表し居るらし
邸宅を譲ることを私のうちに二十出来や三十出来
の金を特別上京すべき旨を新聞紙に延ばす
と出発しなる故なるべきも未だ入れざるもの
元前新侯爵より教授さるべき筈にて
先子の新侯爵の子女の侯爵過も多し居也（二月
廿五日録）

○先侯爵須賀川の方と帰京し大隈侯の方

身を銷し大隈侯一言一所懸命の事
一時の勢を出来、断のごとく早く出来
なるを出発し新聞紙に掲載し一回も
あるべし而も貴族五百二十七名、徴収して
も全部渡すより得さらの祖父の業績
の成伝を一冊を原稿を一頁も見ず校正も
無論関係し又心を尽さるを続出し印
刷の進行為めに鈍るを以て原稿の業
一位と云、毎日の書を以て原稿を
初を渡す（しかんあるも出来ぬ業也
業績と思ふ不国ありこと、雑と新聞と
関する二頁、毒デリケートの渡すを終

こ行ひ一を撰び抜く事なり、他に新奇に就て
造成を先とする金の如き中にも切り抜き
る事の如きは二に従て去きたるあり、先其事
最初の目的の考方と所のことなきものの如き
こ方きこ直せば行ふべし、おとらさんは寧ろ輝め
附録に載すべしとなり、高説も終こひき
直すらこ到りなきの如くあちらこちらの輝
入一なるの行なるべく後ちなんなを重くるべく
ちさめなるべきの先は金の初めのこと
附録なるべ入るべし、後ひも記すべ
きなる)きなるべ上るを完ひるべ
なるべ信ず捨てるべなんに今

東京宮田製

三月一の記

○板の五番目事務人の帳を座に移す為離
りの方法を示さる、乃ち左の如し

○大隈老侯の紀念会に出さんとする五
体の墓ちんとする一事なり大隈家に関さんとする五
十祭に多数の客の来らんを期して偏の墓所の
会ちを設多数子に帳し其の日会を開て紀侯
翁をして大体の経歴を事蹟に ちさせ
ん、尤も事所の関係上に場所を為す是迄
の事柄を新約と称する新聞紙

三月一の記

内宴ニ
御上ヨリ
御内
御情
以
冊
妃
事

收支勘定調

一収入　金拾三万二百六十九円七十五銭

本年十月十八日第一期郵便貯金ノ収入金額第二期繰越不足額ノ追加収入
及ビ同年十月十日金三十円ノ追加収入
合計金拾三万二百四十九円七十五銭

詳細ハ金額別各帳表調

一支出　金八万五千八百六十五円六十一銭

本年十月十日迄ノ支出
計算ノ判明セル分ノ合計

差引

金四万四千四百四十四円七十四銭

東京宮田製

御葬儀費用調

一金八万五千八百六十五円六十一銭　総額

内訳

金弐万四千九百六十九円八十三銭　設備費

一金二千五百六十五円七十五銭　一本邸

一金四千三百三十三円三十五銭　二日間式場

一金八千七百八十円八十銭　三墓地

金弐万六千九百四十九円九十銭　葬具費

金壱千九拾円　祭典費

金五千五百八十四円七十五銭　車馬費

金七十八圓三十二錢　食料費
金九十四圓拾九錢　廣告費
金七圓五十錢九十九錢　印刷費
金五圓九十八錢三十三錢　通信費
金五十八圓拾七錢　謝礼
金弐十八圓六十二錢　雜費

（新聞、雜誌、郵便等）

○三月二日　今朝早稲田より電話にて大隈邸へ招
うる列の如き事なる奥に事西園寺侯に来
る、帝国の者にも未だ人廣告なるも前日なる
んとも面白よろく元気者なる御ゝ四後の様子に
けらる、未だ人の思ふ長い間政治上の爲の関
係ある重要の人物なる保存しなる、之を悔事な
べきやうなる我輩なる者なるべきの
元老院議官すべき仲間の茶
例の無子夫人元次郎の無茶
しなることの不可なるを言ひ、元老院を教唆
自分に位さんとし、大隈伯の成奥深き事に稀者におるすべしと

出、高田藩士の方、市場と共の方の人、ちょうど仲
の編纂に、もと奴隷すべきと関係のあるお伝言の
ち方知れずとと口添をうけて、ちょうと共をすると
ちょう、方郡内と老侯の和市と未亡人の遺死所を
推量すると、付早稲田大学に渡り、学べ、書記全
部の内、もと、もと千坪を未亡人に割譲のうと
遺族の内、宅地、しかるに未亡人、死後のうち
方あくまで、めて不徳を陳べ、自分、亡き後を初
市を保ち、早稲田大学の●授奨学金を思い
ちょう、就て他の行市、ちょう、検すること、なるべくすぐ
と伝わる、ちょうと遺言状を法律家に作らし
むるを市、確実とちょうと考えて又世ちょう夫

東京宮田製

ち、本二件共に、新侯爵家がもう権利内のものと
し他に譲ることと教すること、ちょうと未亡人
ちょうとのらん書、ちょうく、ちょうく云いうちょう
新侯家とり問に、御家の栄の為を蔭ら
也ちょう事の為問に、掃まるること、
迷惑御相ちょうと、幸に新侯爵家をも信し
の為すの任する雅量あるは、ちょうとちょうの利
を図ることあるまい。先前元侯爵家新侯爵
加の考量を要す、又ちょうの人を特ひ人を精まば
終に西園寺敬と云う人、ちょうく御立ちするちょう
ちょう未亡人の出発のことと、ちょうの話しの内の
ちょうも出発(分ちょう)主の無心の求めとこの

たのは盡く侯の至情として吾等は感激し敬虔の情を捧げざるを得ぬ。侯は維新の大業を輔翼して日本の文化事業に大なる貢獻をされたが晩年になつては益々文化事業に熱中されて本會に力を籠められ自邸を開放して其の研究の會場に宛てられ汲々乎として會の發展に努力された。侯はまた自ら東西文明の調和に數年間研究を積まんと本會を其の研鑽の機關にも供せられた、最後市島氏が伺侯の時にも此の研究の結果を是非早く版にして呉れよと囑された。斯く侯は文明を以て終始され死期に臨んでも尚ほ此事を遺囑さるゝに至つては我會員たるもの爭で故會長の遺言を忽諸に附することが出來ようぞ。侯は常に云はれた、俺れは老て殘念ながら普通の食物は多く喰はれぬが、文明の「フード」に對する食慾は益々增進し且つ咀嚼も出來ると云はれた、此會長を失ひたるは痛恨の極であるが會の前途に就ては惑ふべきで無い、會は會長の遺旨を體して益々勇往邁進すべきである。本會が故會長の英靈を慰むる道も亦これにありと信ずる。敢て會員諸君に告ぐ。

大隈侯の遺旨

（會員諸君に告ぐ）

本會々長大隈侯――本會を産み且つ撫育もした大隈侯は遠逝され吾等は慟哭して悲しみ、且つ前途に就て惑ふの感なきで無い、しかし惑ふてはならぬ故會長は瀕死の場合も切りに本會を氣にかけ飽まで前途の發展を祈つて居られた、侯の棄館二十餘日前卽昨年の十二月十八日、其頃は家人の外には病床に近づくことが出來なかつた位、侯は重態であられた、その時特に本會の市島理事長を病褥に招かれ、幾回か自分の病の長引く爲め文明協會に辜くことの不本意であることを繰返され、是非蹉躓のない樣、努力せよと云はれた、實は其數日前に市島氏を招かれたが、氏が急いで伺侯する間に多少の發熱があつて終に謁を得なかつた、しかし其折も協會の事を氣遣はれて自分の病氣の爲め忽諸に附してはならぬ市島に注意せよと云はれたと聞えた侯が斯くまで病苦を冒して云はれたことを會の幹部のみが心得て居る計りでは侯の折角のお心盡しを無にするものと考へて舊臘侯の名義を以て一簡を特別賛助會員諸君に呈するに至つた。特別賛助會員諸君は御承知であらう。しかるに侯は其後益々重體に陷り終に薨去の不幸を見るに迨んだ。今になつて考へると全くあの折の申付は遺言であつたと思はれる。これは市島氏が左樣に感ずる計りでなく當日病褥の傍に立會つて居られた令嗣も同じく感じて居られる。侯は自分の爲めに協會に辜くのは獨り會員に負くばかりか自身の志にも辜くと云はれ、幾度か文明協會は自分が畢生の事業であると繰返されたので、市島氏も侯が如何に本會に多大の冀望を持して居られたかに想到し、感激に堪へなかつたと云ふて、それを幹部に傳へられた時は、一同感奮した譯である。侯は市島氏の病褥に伺侯した翌日高田博士を延き氏には早稻田大學の前途に付云々されたと聞くが、これも矢張り侯の遺言と見るべきものであらう、しかし早稻田大學は侯の事業の成熟期に達したもので文明協會に至つては未だ成熟期に達しないものである。則ち譬ふれば早稻田大學は侯の長子で本會は侯の末子とも見るべきものである。末子は可愛と云ふ諺もある通り侯が未だ成長せざる本會の前途を殊に氣にかけられ慈親の兒孫に對する如き趣のあつ

○当代中流行の也庵もるき

和李濤百二十味　一冊

を得たり、元亨徳年間東叡山公兼法親王道
待を今もて李濤百二十味を和とするなり
朝倉景明、弁に公兼法親王の庵号又巷庵と
作義来注の数あり、伊義家の公兼法親王と
記せるもこれ也、七部の書目録の中に
の姓名

俗禮　時亨　子欽　智悦　慧海
文亮　義高　一英　兼方　慈敏
好古　景時　重英　使時　真円

右の外、俗禮と称し公兼他を未だ考へ

東京帝国大学

違あるべし、此也庵もるき稿歟也　三月二の録

○米庵うきの外年号自家改元の古書文房名
目録に載せる山林堂目録八原本八冊、世上流布せ
るものなり、且つ収むる所の書目基づく所
除とせるもの比多し、金敢て此
也、義高、義方、義時を釜中の買くを
なす、況や米庵の偽を後世に伝ひ此目録
に文海あり世に此也を聞くを不便とす
偽と称号に原稿本を用ひるを得ず近年
版木を手に入れ一書肆の物に落来し
揚げ出す四冊本を得たり、版式性ある
す紫本に美也　初稿にあるべきと長示外中

[illegible]

○大隈侯の傳を編纂するに金二萬圓の費を要する事明治三年前に上木するものに金[illegible]雖多こ、雖多[illegible]と[illegible]自己の推稱する委却する如き行はるべきなれども、傳記[illegible]と[illegible]兼ねて[illegible]を作るものなし

[illegible]三枝博の他の[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月四日記

大隈重信侯傳記編纂會規定

一本會ハ大隈重信侯傳記編纂會と稱し事務所を東京市に置く

一本會の事業は三ヶ年を期限とし傳記約二千頁のもの、完成を期す

一本會の要する經費一切有志の醵出金を以て之に充つるものとす

但醵出金は一口壹百圓とす

一本會の事業を贊し一口以上の醵出者を本會贊助員とす

一本會事業を總裁する爲めに會長一名を置く

一本會々長ハ會務を處理する爲めに左の委員顧問並に監督を囑托す

イ總務委員　若干名

會務全般の統轄の責に任するものとす

ロ編輯委員　若干名

編輯事務の中心となり其責に任するものとす

ハ財務委員

募金事務ハ會計事務及庶務を統轄の責に任するものとす

ニ顧問　若干名

本傳記編纂の指導をなすものとす

ホ會計監督

會計一般事務に關し指導監査の責に任するものとす

一本傳記完成の上は贊助員並に本會事業の贊助者に頒布するものとす

但し本傳記は全然非賣品とす

一本會事務進行上の細目又ハ細則ハ別ニ之を定む

編纂費

出版費

組代　三、〇〇〇、〇〇〇

刷代　二、〇〇〇、〇〇〇

紙代　四、八〇〇〇〇

製本代　五、四〇〇〇〇

雜費　一、八〇〇〇〇

計　一七、〇〇〇〇〇

編輯費

主任　壹人二〇〇　七、二〇〇〇〇圓

編輯員　三人三〇〇　一〇、八〇〇〇〇

補助　五人　一〇、〇〇〇〇〇

雜費　四、〇〇〇〇〇

計　三二、〇〇〇〇〇圓

事務費

蒐集費　三、五〇〇〇〇圓

事務員三人二五〇　九、〇〇〇〇〇

事務所費　借家料及雜費等　一五〇　五、四〇〇〇〇

發送費　一、七〇〇〇〇

計　一八、六〇〇〇〇圓

豫備費　二、四〇〇〇〇圓

總計七萬圓

東京印刷

の金権を拾ひ上げんとの議も出でたれど、こ
れ大臣を買収する先例を開くの虞あり、
略年を約すれば、且つ財政の実況に
ず、濫る点候を惜し得べきもあるべ
き事業を業務を為ひものとす、論じ候さ、
尚一人にて全部を担当し得るも、任務を
別度得ずして以上寡多候はの生徒
を各方面に分ち部つくを担任するの人
を得るのあるべしと大体決し、余に統務を
して為すべしと呼ぶ出だれど、余を
別度一人のみを為す難しと辞し、孫
七名の統務委員を選ぶ、余主任

東京帝国大学図書館

が年とする余も深し以て、其の統務
委員は左の如し

武市 芳雄 高橋 市郎
町田 橋次郎

編輯統務委員も略ぼ定まりたれども
一考を要するものあり、先づ角地を主任
定まりたれば、これも漸次進行を見
べし

三月四日 録

○大隈侯爵の朝鮮に上るに当り、現象を見ることを前
に報じたり、樹木に咲きぬ花を現出咲くとは
すなわち、芽ぶくを、木氷とぶくを、或るものを見れと

記し出れを記るさるべうとなつ、それを市河三陽の著れる「米庵と山陽」と題するものに尽くて居る。

文政九年の作られ

北嶽元旦うたを氣あるに、奇拔象うめつと、木氷是ひあるに、てさくしを的法三十八九年の交の初めて之を見て、先人在世（云々）の時でこれの木氷といふよ

（云々）

とと教へられこと記臨する、それを木氷の

拔字其に氷の被あるさを珍斯なること

交ら稀なの細工をえるうめきものあつ

れうこ

丙戌元旦木氷（米庵百絶）

東京 宮田製

氷雪奇寒屋令辰、封枝綴葉更新

神梅出環鄉味如珠、幻出天然古玉

珍

木氷を拾ひ、ひろ紙を珍くし、收めて以て木氷

の名を称す

三月晴記

つ大隈侯の後援なるを前る反都なるべを拔されこ

とと前こ紙にて記て明るし始めて反都の豆き

あるを聞く海文聊の手を着けれこれの抑も

一回ひあるに、反都の豆のあるを見候反

の寒氣、尾張に、すべてうるとかしく六天生

しあるに洋紙にうまれあるに、十四年二月後

きに、宮を洋風に作つてあるの内部を日本

風に出来てゐる、此部屋に始めて這入る時分を
得たのは光侯爵の玄関の間、後家に此部屋を
貸すのを堀撤に及んだ時、これの初めて
二度目である、こんな日く此部屋に入って元祖
をするのである、大根家の第一の秘密室と云
ふ所さんで出入りすると設全
く取消べる主者う幾分
といふく、家職のものもあるとの
入ることこの出来ぬと云ふのをぬぐことである
自分の部屋として出入を許さんとしたのは唯一人
ある、先ず元次郎と云ふ人の出来た所の人
此、後家に仕へる婢の良人である関係から後

東京帝国大学図書館

室に信を得た日長の漢字の生活をあるのは
加減の人物に
ゆる此家に入る者は後家と云ふ特権
様な紙を入れに出間おう積もりあるに後家
を貰ひ二三通を元出しして示さんに岩倉
家の信用厚く又三條公の聖上の思召を
に三るあ思婚の出来ぬ公の長尚なと
てあるに後家の話を聞き右に指さと大根信
出産や手紙をを信用をを人びとを
ますこうに維新前の事の所の願をして大臣
らるる別事の出面をを自分の注意しも家の
保存にとなるきぬ此手元あるのがやはり

意味のあるものの如き感を与ふる。自分も侯の侍臣を務
め居る組織の際に成り
ることなきを望む。侍臣又家の扶持
に依て入れ、ちょうどとして出仕の道
流を得、くまもの大人と称する出仕の道
ある事と別る。
十畳二間まで借うて一室の中央に寝床を（置き
当面を長く敷地を有し）きちんと家
人と出仕を以て塞きあるを一部と使し、
先づ一室の二方に杉の出仕部四十個程を
別ち、えんをまわして公文書、大鞄（支那式）
五六個を全部書面
北の部

東京印刷製

[illegible]
家職の整理を終らしめ、
○えんく日方状を代ふこと
出仕状を代ふる式なり
とく表示す。北邦
もの大風なること包丸
昔の面容を解る雑物
ことを物と新屋を要するものの
親のこの開放し奥の間
えんど前まで元禄をかたくしたる風を
こ包みの面容を
ことを各包の面容ハ丸分ら
不用の者

観点、

今の場合各面に混入している公簿以外の文書印刷物等を換言すれば別置すべき性質の別紙なければ数を大抵不用物の数的習慣換出すべき大なる都合書三個を満しうる者は

繰返と換言すれば更らに五個位を満すべき

先つ量を減ずることなく差向数量現上大膳職也

従て数的習の換言大変もむずかしく従て

出来ての結果左の如くなるべし

1 公文書

2 私信

3 家史

計第七

東京宮田製

4 書籍 写本 写真 絵画

5 地図

以上の内公文書と私信に入れるべきものは此に混入しているものの内此

まで指しきりあるべき大膳職の保存を要する

従のものあり他の早大の図も設と言明を

言ひて保存すべきこの私信も貴重のものと

考へらるるものとあり、

内容

しても関係するものは此

て保存すべきものと可と見

家史もまたかく家財上し

制度も従て従て家族の現あるものあり

例へば絵巻物の如き

巻物軸物

巻物の如きこれ也

これ等書の如きは絶て保存を要するものあれとも
内公曰く直ちに焼棄さるべき歟、四五の二種
紙屑部類に備へし早稲田大学の補遺もの
設計図の如きは之を早大●の指定掲げ依頼し
至可なりと思ふ
此の簿書は云承諾の目的を一ハ数山記に於て
余の目的を数山記中に某侯の作の材料を得
んとするにあり、嘗て未だ此材料は換ふるに拾を
深く心をうつさず、後に総て見し所は
故格氏の稿本大隈伯政略記五六冊に
凡会の既往に於て寓目を経たるもの、侯の伝記
の材料等を得ん

三月吉 朝録

此室なる床の間なし、一隅に木地引出しつき
尺長の低き机あり、蒔絵の装飾あり、是れ
義の所の也 錦鳩直大侯の遺物なりとの事、
室内に軍籍二棹を置く、内一棹は黒
塗に大隈家の定紋を蒔絵しあり、二室
の内庭口に近づき一室は侯夫人の寝所にて
庭に面する一室は居間兼書斎也、ここに大なる鏡
を置きあるしその外無し、侯常に
この所すを不便とし日中の居間に稿
られたる也、侯殁後未亡人は此の寝室に
寝すへくも明き間にあれとも押入れに未だ
人の什器多く蔵しありて数多きに

家々あつと驚くばかりの出し品
ここに来ること 頼母子 大風呂敷包五個を
及び浦賀二の勝カ丸 印刷物を別箱出し 箱
換しに和用と思ふ品々 雑と揃つて台ち、室内混然
物を並べ 類まつり札を貼り、和用の
もの漸やく減ず、高百ばかりの紙袋を
ものを言ひ出し 作業を命ず、右出来の上を山岡氏の
作業を命ず、右出来の上を山岡氏の
現に着手せん
来る山岡の内容を検するの暇あらず
唯に驚くばかりなる 徒と少数於方等
夫夫の手書を見る、彼等の手也也

東京帝国大学

家まで此の手紙を回収の揚ひこ 三月八日記
二日目 即ち 勝海舟 頼母子夫人一袋の山岡
を携へ書を金子海舟に示す、これを伊藤
伏の山岡 四十三通あり、やはり京源様
(通信)の時の山状 あるを出せり
あり出して私に預まりも夫の為を思ひ
あるとの御発起 ハセとあり、右の代
の上を伊藤俊文 四十三通とあり表に一
筆の跡を書す
頼子夫人山陽の俗名一巻 古今墨書
を一覧せんことを求む こんを一張あり
の墨書の跡 絵とせしとあるのみ

信夢子、それを存在すると云ふ事伝うを実を
を碁のめんと呼し一碁を東西南北、あるを
火災と焚けと云ふと云ふる、こんうを其の
存在せざること的也 山陽の詩前も一碁を
七星、北斗、北斗、子天人出し示さんとするも
今う初めて見るものの也 十日 ひとう
を一巻とするもの全部 城中仏教也
巻頭に山易の人の序あり 城中仏来れ
何人なるを弾うるを 尚を得を一碁を
期し家内の 第上に置きあり

東京宮田製

12 藤田四郎

○大隈邸を学校に譲受る件に附ては文部
新地に進み学校を左の学科を提出することと
なるべき、先方との間に協議の上北学科を必要
とするもの多くなることなれば、こんなる決定なれ、但し北の
学科も一応学校の維持費金に附議決定を要す
一故侯爵の御遺志に基き御本邸を早稲田大
学に御寄附の上は大学に於て資金を募集
し同邸内に大講堂を建設し故侯爵の御
遺志を貫徹致の申し
一早稲田大学に於ては右御寄附に対し金壱
万円を現侯爵に差出し御寄附に対
する謝意を表し申のこと

東京宮田製

右金額の内金弐十五万円は現侯爵御
相続前に差出し残金七十五万円は三
年内に四年間に漸次の差出文間未
納額に対し年五分の利子を附し申のこと
一御本邸内に於ては凡そ千坪以内を後令御
住居地トシテ御元日一き大隈家の御本邸
と成さる、こと、貴族令を斯くして御本邸
内に御永住のるは早稲田大学の深く希
望する所なり
御本邸内建築物は侯爵御夫婦の寝
室を御後令御住居地内に御相しる
なる事

一、日本邸内設置の樹木等は後世に御伝承の為
（用之分を除き）現形のまゝ早稲田大学へ引
継き申候事

一、庚辰日記其他の諸紀念となる物件
（書類図面等一切）其後に御
残し置被下度事

一、早稲田大学に御本邸建築物を無償にて
使用仕候事（橋子及家具用品等従来
御使用之分一切）を初代僧正に御下
渡申候事

一、庭園内の花壇の井戸は右邸
内に陳列すること（第一図参照）

東京宮田製

御残し下さる御意向に御座候事

○朝鮮の面白き風俗の絵味なる絵画
及書つて恒之丞を御招き大隈家に
使者参り、老侯の紀念物三点を贈る、余
四十年老侯に出逢て未だ無事なる老侯
平常の物を一品とも無くして老侯
家の貴重物を深秋の夜なること
に出て帰る、

一、八人扶国 相馬侯 壱幅
款云 辛卯花朝の候黄延法摹意
蘇基 唐寅画

一　古大河内播磨守殿寄大内付五人　内付

一　翡翠酒器無　五口　紫檀箱入

後宮を金の酒とあるべし　唐器　紙味あることを

知らるべきなり　此種の器を好き給ふ時

うれしかりと思ふ　一名と名を考候を偶ぶの料

とも　さて家珍　次や数を　とも　而

りあくす　義雪　高間　謝意の傳　とも

とも

大正十一年三月十日識す

○真時信城余が従弟也昨年病没せり
二冊あり刻せんと欲し余に挑印を求む
余流し且つ曰く君の文集中余に與へる一文
無る可からず為に余う為めに廬記を作れと信
城快諾移を更むること数次頻る努め改稿

為に余に示して批評を求む余遂に友人破天荒
齋に命じ正を請ひて、ここに定稿を得たり、小
精廬記乃ち是れ也、北文の成るや蓋し歲
歲尾に在り、前歲文稿改まれば印刷に附す
べきも文稿の到らんことを待ち終に到らず而
て近日流行感冒に罹り疾甚だ重しと雖
きも終に其能に堪へず、吾人をして悔
悔の早く其稿を出さざりしを昨年貴文を刻せ
ざりしことを、偶余に嘱するに文を以て貴
の生前文集の印行を乞へる如き事を為す能はざ
る因を与へるが如し、然れども吾人をして此の為に
廬記を得たり、北一文乃ち最後の文こんを

絶筆と云ふも可(へさる也、訃電に對して感慨
之れを久しうす　　三月十日記

信濃の訃を聞く前余に同じく拙著「響
の滝」を出版し、余自身に贈を送り、あとうと思
(ハ北の病床にあり、もしやと危篤
を聞くしかと推せらる、事業余の著書の
閲覧を終りしやの如き、事業彼れ
う余の出版を歓ぶ旨載せ傷ふ何
人か其の勇敢の[illegible]する、信濃殺する年
五十八、真崎先生中一年の年なるもの
人寿真に測り難し　嗚呼
○源のラッド博士の遺骨は日本に埋葬高

東京田製

一年の理あり博士日本を始め東二の恩師とする
うるも、其の神福と刻し記念を
得ざるあるべきも外国人の同僚を
余前路第生涯碑文を撰ぶ為
甚だ七、終に北の同僚の体を倣ふ能は
ざるなり

In Memory of
George Trumbull
Ladd
(1842-1921)
American
Gentleman Scholar
Educator Friend of
Japan

"I Have lived
& loved and
Labored. All
is well."

Erected by his
Friends & Pupils

○例のごとく散薬中一丸を飲う荒子の丸を合
なる中に曲直瀬道三の養生訓を得たり七言
本元保の頃脱するとなるものなり、或る人の問に養
へて平易に養生の大要を説くものなるもの
説なけれ、恢ぬけしも、流石に杏林の大家の
安きあり、今的の西洋家の説と暗合するを不
少、のみならず、又杉浦武四郎中の下痢記前記後記
二冊を得たり、杉浦を金を用ひ味を其の著
述に寸毫本に出しなるもいろいろ知るべし
此の二冊初めも手まのみる、こんを明年の内記
を紹介した説明したるなり例の自分

東京田製

の脱ひとり自義の輝みあり

老生指南

一男子自らの癩毒を持者ハナシ、ウツンモノナリ、
故に女又ハ年々クルマテ嫁ヲ娶ヲ娶ナド自然ニ癩毒
アリ故に女ハ第一ヲ淫念起シ此カハスニ又伝染
ヲ生ヲヲヘシレノグユヘ内ニトドコリノナルヿ、故女
ハ度々ナルユヘリナル、淫水多ク邪湿熱シテ
楊梅瘡トナル、常ノ女ハ伝染ウツテドモ、カナハ
ズシテ、自然癩トナレ、故ニ甚カンタ種
物ニナリテスムモノ也、是ニテ合歓シメサレヨ、淫
欲ヲオコシ聲ウハモシ、色毒ニ、腎水一タビ
ウコカスハ、十度の倉合ヨリ、又テ大毒ナリ

養生ハ灸鍼モタヽ無薬ナリ

火ノ用ハ水シタクハヘ

一勇氣ヲ養フヘシ、荒キ時ハ血氣ノ勇モアルガ、年寄レハソレモオトロヘルナリ、コノ中コウ千萬人ニモ我ユカンノ真勇ヲ養フヘシ、ソレハ和漢ノ古義ノ記録ヲモテアウフヘシ、ウカ〳〵ミルナカレ、心ヲトメテ我コノ中ニアメラバ、カクスベシトウントイフ氣ニハリカケ〳〵工夫スベシ、腹ノヘルホドヨク〳〵の医家ニ勇氣ヲ養フ医ヲ嗜モ武術ナリ

○宝武外骨かゝ〳〵出しゐる日本擬人名辞典と云ふものを得て読むに、おゝ〳〵きこと多くあり作

東京帝国大学図書館

義「弱義」「剛義」ゴ治婚祝ニ

○作義

男隆の異名ニ天和ノ頃ヨリ和泉ヨリの流れを多く使用セリ「時雨花」

男」ル（拝ムまゝ）命ヲ接ひのろき

やうな作義をかゝんまゝ契約とあり「鹿の

よもぎ」（三寸ヲ初ル作義をつきこと

「妙宝考選坊」ハ（一本の作義）毎年三不世

帯ル「作義默」ヲ思ふ三者見するなく

ろうもおろう）「産陰陽名」ハ「弱」

と天禮義人と称し作義と異名ス

とあり後者ハ判ル擬ヒし海ゆるる極

上々吉筋川作久義（と記す）

作者国貞強と無雷義

の強義　弱義

強義とハ精力旺盛の男をいふ「明治」花

男を始め大阪の海老と比較をく出が

「毛」三和世界（日本一の強義）

ある北「強義」と及する者を「弱義」といふ

「明治」代めに「男の強義」は西の角うた

「悪」きもの多いうち「比」おの海老

まるまるこの、こん「根」麗廣「強」辞墨

記載せし論文へうう

東京 宮田製

○拙著「龍の泡」に載せんと載せるもの長年

ありて「明治」数の御覧うと商きをかをを書る

もおしこいうれめて

一月十二日

○二万五十年間三千円の定期預金

明治三十三年の末頃なりしが、我が第一銀行に三千円の金を定期預けしに人ありて、銀行にも其の存立期限の関係のあるを以て、預るべきやあやを調査をしに、既る所銀行の存立の期限なく永久存立の性質なりしとか分明となりしに、此人の請求を拒絶して預り置くことなりしに、其後此の金二百五十円は幾許かなりしが、年六朱の利息とすると十二億餘なりしが、此の定期預金高は徒に繰越あるやあやや、預け主の京橋区南新堀の阿部喜一と云へる人なりしなり。

○樹木の胴を穿ちて隧道を作る

米国のシエラ子ウアダなる世界に卓絶する大森林にあり、其の樹木は何れも驚くべき巨大のものにあり、樹と樹とが互ひに抱合して教樹が一樹となりて、大なるが上に更に大をなし、所謂伝つても全く人行を遮断する程の密林にして、森林中日光も全く射さず陰々として物凄い光景である。往年道路を作りし時なりしに非常な労と金とを費やしたと聞くが、之れを探討した人の談に拠ると、善く通道路を開く時は、樹を伐り拔くのであるが、こゝの樹は何れも巨大のものであるこゝ、

代採も容易ならず、其の根元を尋ねて道を歩きて大樹に達し、其の幹につてトンネルを作つて走る所、澤山ある、一時トンネルの幅の最も廣いのは、二頭立の馬車が互ひにスレ合つて傷なく通過が出来る位ひあると云ひて居る。

日本の裸體談

日本の裸體に就て興味のある話が多い、才一は鎌倉時代の慧春尼の話

北時禪の感

早稲田文學 明三三 三 會員

化を偉いもの

無論婦

武士的精神と混融して、いろ〳〵おもしろい女流を作り出した中に、今尚ほ載籍中に姓名を存してゐるは慧春尼である、この婦人は名門に生れたが、故あつて柔門の人となつた、容色の優れてゐるのが妨碍をなすと云はれて自ら面部を傷つけ投て寺に入つた、然るに傷つけた面貌も通常の女よりも遥かに美であつたので或る僧に懸想された、慧春も心金鐵の如く磨く可くも無かつたが、餘りに言ひ寄られて五月蠅さに堪へ兼ね、或る時一山の衆僧皆一堂に會した晴の席に忽如雪の如き肌を赤裸々に露はし、坐の中央に進み出でゝ、己に懸想する某僧の名を聲高らかに呼むだ、これには滿坐を吸驚せしめたが、中にも想ひを懸け居る一僧は、穴にも入りたき心地して面目を潰した、此尼は晩年自ら烈火の穽に投じて最後を遂げた、とある、

其次は土井聲平氏である、

○兵器の統味ある改良

世界の大義として兵器の進歩[illegible]が、自分ハ今一々之れを挙げる精確なる材料を有して居らんが、こゝに三三の義前之陳述と兵器改良に関する統味ある説とを挙げ見よう、第一に弾丸である、曾つて鉛を以て弾丸を作つた時代があるが、然るに鉛弾は砲身の通りが

よくないとゝ云ふ所から改めて銅[illegible]とのことを[illegible]うまく一歩進んで銀と云ふことを銀論[illegible]きをするのである銀の方が銅よりも一段通りがよく隨つて一段遠方へ達すると云ふ、今一つ弾丸を大切な改良の[illegible]かくられたるは鋼鐵製を打板く為めの弾丸であつて、ウルフラムと云ふ鑛物を鉛へかく[illegible]した一種

有力なる弾丸を工夫されたが、後前大砲と[illegible]を掩護する為めの前面の遮蔽[illegible]鋼鐵は板ハ何とーても弾丸で打ち板

くことの出来ないので、隨つて砲手[illegible]の楯の後ろへ[illegible]左つて平義な仕事を出来た、然るに此の弾丸を

僅かに此の鉄板を打抜き得ることになるのに、何故此の弾
丸は斯く有力であると云ふに、ウルフラムと云ふ鑛物は
非常に大なる比重を有するもので、之れが為め弾丸の
力が幾倍の抵抗力を増したのである。又タングステーン
も同じく比重の大なるもので、頗る効
ある者だと云ふが、これは我本邦の甲州にも
多量に出ると云ふ、更らに又火薬の方面ではグレーパ
ウダーが製造されて居るのに、これは全体独乙の発
明に係り、従前の烟硝に比すると一大進歩をなし
たものである。従前の烟硝は、火が移ると直ちに全体に同時に
着火するから、弾丸の砲身を脱するまでに摩
擦のために其の力を失ひ、欠点があつたが、此の火
薬は斯る欠點を補ふ為めに工風されたものである。
之は、従前の火薬の原料にする焚け切つた炭粉
を用いないで、火うつりを全部一時に火の
移つたものだが、此の新火薬の方は燃え切らない炭粉を
用ゐる為めに、火が片端から一時に全体に火が移らずに
ずりずりと燃え移つて弾丸が砲身を脱すると
刹那、初めて火薬全部が火となるので、極度の
偉力が此時に於て現はれる。弾丸も
砲身通過の摩擦で其力を減殺することも比較
的少く、第一激しく弾丸の発射力を幾倍する

12

もの多くあるのみ、而して此の火薬をグレーパウダーと云ふものを、殺粉が全く燃え切らぬうちに其色が純黒であると称するあるも、満文大砲と装置してある葉の就て大なる改良を施したるもの、後前に砲身を発射すると同時に反動砲身を後へ引くと云ふ色花火の様なもの、軍艦なども為めに動揺を甚しき様なものであるが、第中に改良を施したるもの、反動の為砲身を後へ退かぬ工風をしたのである、乃ち大砲の葉の下へ水壓器械を据付け大砲発射する反動の力を此の器械に受け水壓で大砲の後へ引くものと反へることゝなる、此の水壓も亦十分斯る装置で力を平均する大砲ハ動かぬ発射

此の如き花火花火一掃せられて砲手も砲葉を止して安閑として居ることゝ出来る様なるべし、此等の改良は明治三十七年頃より此事実に成りあるが為めに以後更

東京 宮田製

▲堂々廻りの會議法

日本の宗教界で言論を尊重する爲に工風された會議法が意外に面白い、其方法は先づ列席者一同が起立して輪をつくり、それが始終グル〳〵廻つて誰れがどこに居るか分らなくして誰れにても思ふ存分憚らず議論せしむるのであるが、中には聲が知れて人が分ることを慮る者は眞を摘んで音聲を違はせることも許されて居る、此時分はまだ贊成反對の語は無く贊成の時は「尤も」と云ふたものだ、古い本には坊主が腕捲りをしてゐる圖があつて其上に「尤も」と書いてある、又笏の持方に依つて發言權を得た標識とする、若し他人が遮ぎり犯す場合には笏を揮つて打つことを許されて居ると云ふ。

▲ブルタスの素性

紙馬で「ブルタス」は「シーザア」の爲めに愛せられたで、國家の大事には替られぬと云ふことがブルタス」は遂にシーザアを殺害した、近年歴史家は種々詮索の末意外な結果を得た、即ち此「ブルタス」は「シーザア」の實子で、誰かに生ませた子である、事實を「シーザア」生前に秘した爲めに此凶變に遇つたと云ふ事が知れた。

禮

教には一種意外の儀式が有る耶蘇教に於ける洗禮と割切なる式で、『割禮』と呼んだ此の式は男子が或年輩に達し根の龜頭の包皮を除去する儀式で、マホメット教では尤も神聖の者とし、此儀式が濟まぬ間は、男子は未だ人間として待遇されぬ位なる者だ、斯樣な儀式は人類の原始時代にあつて生殖が最も重大視され結果として生殖教と云ふものが一種の宗教として現はれたとを語るもので、マホメット教の如きも矢張り其系統を引いた者である。

東京 宮田製

閲覧室

東京 冒田製